

環境社会配慮助言委員会

第58回 全体会合

日時 平成27年5月8日（金） 14:31～18:25

場所 JICA本部 1階113会議室

（独）国際協力機構

午後2時31分開会

○渡辺 それでは、お時間になりましたので、本日の全体会合を開会させていただきますと思います。

本日はお暑い中お集まりいただき、ありがとうございました。事務局、本日の司会
は渡辺が務めさせていただきます。

今日は第58回全体会合、前回の会合は4月に予定しておりましたが、特段の
議題がなかったということで、今年度最初の全体会合となります。

最初にマイクの注意点ということで3点ほど説明申し上げます。1点目、逐語議事録
を作成しておりますので、ご発言される際には必ずマイクをご使用いただきたいと思います。
2点目、ご発言の際にはマイクをオンにして、終わられましたらオフにしてい
ただきたいと思います。3点目、マイクは三、四名に1本程度ということになっており
ますので、大変恐縮ですけれども、ご発言の際には近くのマイクを回していただくな
どご協力いただきたいと思います。

それでは、本日の全体会合の議事を村山委員長にお願いいたします。村山委員長、よ
ろしくお願いします。

○村山委員長 よろしくお願いいたします。

それでは、最初、案件概要説明2件になります。

1番目がインドの道路建設事業で、スコーピング段階ということです。では、説明の
ほうをよろしくお願いいたします。

○村上 南アジア部南アジア課の村上と申します。よろしくお願いします。

インドのムンバイ湾横断道路建設事業準備調査（有償資金協力）についてご説明を
させていただきます。

まず事業の背景と必要性についてですが、インドにおいて道路網の包括的なインフ
ラ整備が経済成長において重要であるとし、現在道路セクターの開発に重点を置いて
いる現状にあります。

また、インドでは近年急速な人口増加と都市化が進んでおります。公共交通インフ
ラ整備が十分でないことから、大都市圏では交通渋滞が深刻な問題になっている状況
でございます。

本事業の計画地でありますマハラシュトラ州ムンバイ都市圏では、人口が約1,840万
人となっており、急速に都市化が進み、また自動車登録の急増により交通渋滞が深刻
化していることが課題となっております。また、ムンバイ都市圏の広域的な経済発展
にとって、ムンバイの地理的な制約が大きな障害になっている状況でございます。

スライド続きまして右下の地図ですが、ムンバイ全体をムンバイ都市圏と呼んでお
りますが、ムンバイのメインになっているのはこちらの半島側で、これ以上開発の余
地が大きいムンバイを反対側のナビムンバイにつなぐようなプロジェクトになっ
ております。

マハラシュトラ州政府は今ご説明させていただいたムンバイ都市圏の持続可能な発展のために対岸に新空港や経済特区などの計画を推し進めている現状でございます。

また、ナビムンバイには、ムンバイにもムンバイ港というのがありますが、こちらの先端にJNPT港と言われるインド国内最大のコンテナ取扱量を誇る港も位置しています。さらに、ここから後背地プネなどの大都市につなぐ連結性の向上も重要としています。

かかる状況において、ムンバイ湾横断道路建設事業は、現地でMumbai Trans Harbour Link、MTHLと呼ばれており、先述の課題に対応すべく長期開発計画等への連結性向上を図るため重要なプロジェクトと位置づけられ、持続的経済社会開発に寄与するプロジェクトとなっております。

続きまして、事業概要です。今ご説明させていただいたとおり、ムンバイ都市圏の開発においてムンバイ中心部のある半島側からムンバイ湾をはさんだ東郊のナビムンバイを接続する総延長22kmの海上道路を建設するものとなっております。事業実施機関についてはムンバイ都市圏開発庁、Mumbai Metropolitan Region Development Authority、MMRDAが事業実施機関となっております。借款対象については海上道路、またアプローチ道路及び他主要幹線道路への接続部建設という内容となっております。

現在協力準備調査を実施中で、2015年4月から同年11月までの予定で進んでおります。

今お話しさせていただいた事業概要ですが、付け根の半島側のムンバイからナビムンバイへと進む計画になっております。現在建設されている新空港はこちらのナビムンバイに位置し、ここからの連結性も考慮され、さらに先ほどお話しさせていただいたJNPT港、コンテナ量最大の取り扱いを誇る港はこちら側に位置しております。

また、線形については環境の影響が少なくなるように、またはこちらあたりの住民移転が最小となるよう、実施機関が検討したということは聞いておりますが、審査の中で詳細については確認してまいる予定でございます。

こちらが事業対象の現状となっております。上の写真は、こちらがムンバイ市内の交通渋滞の様子。こちらに関しては取付け位置の場所になっておりまして、現在公営の港を取付け位置としておりまして、住民移転だったりとか用地買収が少ないような計画になっております。

反対側のナビムンバイ側がこのように何も無いところを通る計画になっておりまして、それぞれが主要な幹線道路に続くというようになっています。

最後に、環境社会配慮事項としまして、今後スコーピング案、協力準備調査、ドラフトファイナルレポートと進んでまいりまして、環境カテゴリはA、分類根拠としては大規模な道路、橋梁セクターに該当するためとなっております。

以下が環境許認可についてですが、インド国内で本事業はEIAは義務付けられてはおりません。しかし、EIAは実施機関が既に作成済みということで、さらに2012年に更

新しなものがあるということで調査の中で内容の確認、現在もその承認が有効であるか等々を現在確認しております。

汚染対策に関しては、工事中は大気質、騒音・振動等について影響が想定されます。また、供用後に車両の通行に伴い大気質、騒音・振動等の影響が想定されるということで、緩和策の詳細を確認してまいります。

自然環境面については、一部の区間はCRZと呼ばれるCostal Regulation Zoneを通過する予定となっております。既に実施機関は開発許可を取得済みとなっております。それと、取付け位置のマングローブの生息地など渡り鳥の飛来地となっており、こちらに関しても緩和策等内容について確認をしていくことになっております。

社会環境面についてですが、用地取得規模が96ha、うち69haは既に実施機関が取得済みとなっております。住民移転に関して100世帯前後を予定しております。このような詳細については現地にて確認してまいります予定でございます。

今後のスケジュールですが、4月から協力準備調査が始まり、11月までです。その間に環境社会配慮調査を行い、また住民協議をセンサス調査開始時、RAP（案）の説明というふうに順次行っていく、本日全体会合で案件のご説明をさせていただき、その後1回目のWGを6月、2回目以降を9月末の予定とさせていただきます。

以上になります。ありがとうございました。

○村山委員長 ありがとうございました。

それでは、今のご説明に関して何かご質問がありましたらお願いいたします。石田委員。

○石田委員 石田です。この22kmの海上道路というやつですけれども、ルート選定はもう既に終了しているのでしょうか、もうこの絵に書かれているこういう形で。ということは代替案はないと、今回は。二つ質問です。まず、ルート選定は代替案でこれから検討するのか。1個か、1個ですね。

○村上 ルート選定については代替案は既に実施機関が検討していて、最適なものを選んだということになっているので、現状としてはこれが線形ということでございます。

○石田委員 その資料というのはWG全体で、私たちにはちゃんと背景資料としていただけると非常に助かると思うのですけれども。

○村上 現在その代替案については情報の収集を行っている状況でございます。

○石田委員 ありがとうございました。

○松本委員 私もスコーピング案のところに名前が入っているので。その際にあえてお願いしたいところは、そのルートだけでなく、例えば海底トンネルでないとか、もう少しいわゆる代替案検討のプロセスの文章があると助かりますので、よろしくお願いします。

○村上 承知しました。現地にてそこも含めて詳細な情報を収集してまいります。

- 村山委員長 そのほかいかがでしょうか。日比委員、どうぞ。
- 日比委員 ありがとうございます。本件インド国の法律ではEIAの対象ではないけれども、既に実施機関の方でEIAを実施しているということですが、やった何か理由は特にあるのでしょうか、教えていただければと思います。
- 村上 その過程なのですが、2004年にEIAを作成となっておりますが、その後に法律上で分類が変わってEIAの承認がなくなったというように伺ってはおります。なので、その時点ではEIAが必要だったので彼らとしては作成をしていたという状況です。
- 村山委員長 ほかいかがでしょうか。高橋委員。
- 高橋委員 この区域一部がCRZ、海岸の開発制限区域に指定されているということです。その設定理由、指定理由というのはおわかりでしょうか。
- 村上 現在詳細については調査の中では調べておりますが、潮流等に影響を及ぼす場合にはそのCRZの区域の中で許可が必要と伺っております。
- 高橋委員 このCRZを設定した理由ですね、なぜこの区域が開発制限されるのか、そちらのほうなのですが。
- 村上 すみません、失礼しました。CRZは制限というよりはこの区域が線形を通る一部のところでCRZがかかってしまっているの、最初からそこがCRZの上を通過するというような状況になっているものです。
- 渡辺 そのCRZ自体が、具体的な。
- 村上 すみません、ちょっと質問の趣旨が理解できなくて申しわけなかったのですが、そこも含めて協力準備調査の中で具体的に調査をさせてください。
- 作本副委員長 すみません、私も十分調べてないのですけれども、インドのアセス法が最近改正になりましたよね。大規模な事業については連邦で行うと、そうでない例えば2億円相当でしたかね、それ未満の事業については州に下ろすんだということで、日本の考え方と違って金額ベースで州の、その代わり初期調査は全部やりなさいというような形での規定だったのではないかと、ちょっとうろ覚えなのですが、もし間違っていたら申しわけないのですが。その場合にインドで本事業はという場合に、この道路、橋梁、橋と一緒に同じ対象事業なののでしょうか、バラバラでしょうか。
- 村上 すみません。ご質問のところなのですが、ここにある本事業をということでしょうか。
- 作本副委員長 そうです、そういうことです。
- 村上 そうですね、一応海上道路という設定になっておりますので、海上道路ということで道路セクターの中に含まれているというような理解になっております。
- 作本副委員長 ありがとうございます。では、一応道路の中にこの橋も含まれるということでここでは理解させていただきます。

あともう一つ、国家環境政策なるものがインドで出されたんですね。それではいわゆる我々がここでやっているような社会環境アセス、SIAを導入すると。ただ、まだ法

律レベルでは具体化されていないということがインドであるのですけれども。今回の住民移転その他ではインドでいろいろ関係の法令も既にできているということで。これからそういう法令関係の調査も行う予定でいらっしゃいますでしょうか。

○村上 協力準備調査の中で行う予定になっております。

○作本副委員長 ありがとうございます。

○平山委員 小さい質問を二つですが。最初に、日比委員がお聞きになったEIAの作成に関する事なのですけれども、2012年に更新済みとあるのですけれども、これは更新、要するに2004年に義務的に作ったから更新されたということなのか、それ以降はしないのだけれども、特に事情があって更新されたのかということが1点。

それからもう一つは、自然環境面のポツ2のところですが、マングローブの生息地、干潟が存在し、干潟は渡り鳥の飛来地となっていると書いてありますが、ここはラムサールの条約の対象湿地になっているのかどうかという、この二つの小さい点ですけれども、教えていただければと思います。

○村上 ご質問ですが、すみません、両方とも協力準備調査の中で詳細については調べてまいりたいと思います。

○村山委員長 そのほかよろしいでしょうか。鋤柄委員。

○鋤柄委員 すみません、先ほどの作本委員のご質問とも関連するのですが、この案件はムンバイ湾横断道路建設事業（MHTL）に対する借款で、この今おっしゃっている海上道路、アプローチ道路及び他の主要幹線への接続部というのはこのMHTLの一部であるということ、そういう解釈でよろしいのかというのが1点です。

もう一つは、この横断道路建設事業というのはかなりもう具体的に中身が、先ほどのお話にもありましたけれども、線形を含めて相当具体的にもう詰められていて、かなり完成度の高い計画だというふうに思っていてよろしいのでしょうか。と言いますのは、調査の内容が新たに調査をするということではなくて、先方の計画の確認という文言が大変多いということと、これだけの大事業だと思うのですけれども、協力準備調査が半年ちょっとというふうにかなり短縮と言いますか、既にかなりデータがあるというような印象を持ちましたので、その二つについて教えていただければと思います。

○村上 一つ目の質問ですが、MHTLと呼ばれる区間というのはこの取付け部から海上道路、それと主要幹線道路となりますので、ご説明させていただいた幹線道路、それと接続部分全体を通してMHTLというようになっています。

今ご指摘のあった大分事業として煮詰まっているというお話なのですが、2004年にEIAを作成したということですが、そのときに一緒に事業の詳細計画を実施機関が作っておりまして、そのときから彼らが独自に事業を進めていたのですが、今回2014年JICAに援助してくれという話が来たという状況になっております。

○松本委員 関連して確認ですが、ということは今回環境レビュー段階からの関与で

はなくて、協力準備調査にしたというのはその全体から見てどこの部分がまだ足りないというか不十分であるというふうにJICAはお考えになって協力準備調査にされたのかという点を教えていただけますか。

○村上 まず技術的な部分で彼らはPPP事業という民間の投資事業で事業を計画しておりまして、その中で技術的なところで足りない部分があるということプラス環境部分に関してより詳細な調査が必要であるということで協力準備調査を実施しております。

○村山委員長 私も今の点を確認したかったのですが、今後のスケジュールでEIA調査は追加となっているのですけれども、RAPには追加という言葉がないのですが。これはRAPについては新規に行うという意味ですか、それともこれまであるものが修正されるということでしょうか。

○村上 RAPについてはEIAほどのきちんとした報告書がなかったということなので、今回調査を通して新規にRAPの調査を行うということになります。

○村山委員長 わかりました。

では、大体時間になりますが、よろしいでしょうか。

では、この件これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、二つ目の案件に移らせていただきます。次はベトナムですが、これも道路の整備事業ということで、スキームは同じ有償のスコーピング案ということです。準備ができましたらご説明のほうをよろしくお願いいたします。

○作道 それでは、ベトナム案件の説明をさせていただきたいと思います。ベトナムを担当している東南アジア第三課の作道と申します。

本日は、今年3月から協力準備調査を行っているハイフォン幹線道路整備事業の概要につきまして、案件の概要及び環境社会配慮事項についてご説明させていただきます。

説明させていただく内容はこのとおりということでございますけれども。

まず最初に、本事業の背景と必要性について、主として（１）から（３）の三つの要因がございます。第1に、ベトナム及びハイフォン市の急速な経済成長という点がございます。ハイフォン市はベトナム北部に位置し、首都ハノイから東側に100km程度離れた港湾都市でございます、ベトナム全土に五つだけある中央直轄地の一つということで、ベトナム三大都市の一つということになります。

ベトナム政府は運輸交通インフラ整備のさらなる発展というのを開発上の最重要課題の一つというふうに位置づけておりますが、ハイフォン市におきましては2018年に稼働予定のラックフェン港、これはベトナム北部唯一の国際大水深港でありますけれども、こういった港を有しているということで、ハイフォン市を北部の成長軸として優先的に開発していくという方針をベトナム政府は持っております。

2000年から2010年までベトナムは全国平均で約7.2%の経済成長を記録したということでございますけれども、このハイフォン市に関しましては特に2005年から11年に

かけて年平均11.3%という高い成長率を記録しているという状況です。

第2に、ハイフォン市における新たな都市開発計画というものがございます。ハイフォン市は市の中央を横断するカム河の南側を中心に栄えてきましたが、都市開発のマスタープランに基づいて既存市街地の開発のみならず、カム河の北岸、北側の新市街地及び工業団地の開発、それから道路網形成等の機能移転を進めていくという開発計画を持っているということでございます。

3番目としまして、ハイフォン市におけるこのような都市開発の進展に伴いまして、交通渋滞の深刻化が進んでいるという状況がございます。所得向上と人口増加によって自動車が増加しているということ、また先ほど申し上げましたラックフェン港という新しい港が稼働することに伴いまして工業団地等から港湾に至る市内の通過交通の増加が見込まれるということです。また、カム河の北岸の開発が進むにつれまして、この川を渡河する既存の橋が2橋ございます。ビン橋とキエン橋という2橋でございますが、この既存橋では増加し続ける交通需要を満たせなくなるという見込みでありまして、こうした状況に対応するために市街地を迂回する交通路として環状道路の整備及びカム河を渡河する新たな橋梁の整備というのが課題になっているという状況です。

次に事業の目的と概要ですが、本事業はグエンチャイ橋、ブーイエン橋という二つの橋梁及び第3環状道路の一部を整備することを目的としております。これによってハイフォン市に増加する交通需要への対応、それから交通・物流の効率化ということを図ることで、同市を含むベトナム北部地域の経済成長等に寄与するということが重要な目的となっております。

具体的な事業内容といたしましては、(2)に記載しておりますが、グエンチャイ橋、これは片側2車線で橋梁800mというものの、それからブーイエン橋、これも片側2車線で橋梁600m、またブーイエン橋とカム河の北側で接続する環状の第3道路、これは片側2車線で13kmということですが、この道路を整備するというのが事業の内容ということになっております。

実施機関は、ハイフォン市の人民委員会の交通運輸局ということでございまして、借款対象としては先ほど申し上げた事業内容の土木工事及びコンサルティング・サービスを想定しております。

事業スケジュールとしましては、2016年から事業を開始した場合2022年の事業完成・供用という予定でございます。

続きまして、本事業の対象地ということで対象地の状況をご説明したいと思っております。ご覧のとおりちょっと図的にわかりにくいところがございますが、ハイフォン市の真ん中をカム河という川が流れておりまして、市内が南北に分かれているという状況でございます。ここの橙色の部分が既存の市街地ということでございますけれども、新しい市の開発計画に基づきまして、今後この黒い点線で囲んである丸い部分がございまして、川の北側に新市街地、それから工業団地等の機能移転が進められつつ

あるということをございまして、この北と南の両岸を結ぶ渡河手段であるグエンチャイ橋とブーイエン橋の整備をするというのが今回の事業でございます。こちらの左側の赤丸がグエンチャイ橋、それから右側がブーイエン橋ということになっております。

それから、このブーイエン橋から北側に伸びている赤い線がございますけれども、こちらが本事業の整備対象として想定している環状3号線ということで、3号線自体はずっとこの線ということになりますけれども、既に今整備中のこの部分と、その北側の部分というのは既に既存の道路がございますので、残された地域、この赤い線の部分が本事業の対象ということで考えております。

なお、既存のカム河の渡河手段というのがこの黄色のKとBと書いてあるところでございまして、Kがキエン橋でBがビン橋という二つの既存の橋梁がございます。どちらも過去に円借款で協力した事業ということになります。また、この地図の右下にラックフェン港という港がございます。こちらでも現在円借款において協力している港の整備事業ということでございまして、2018年に稼働に向けて現在建設を進めているという状況でございますが、本事業はこうしたラックフェン港の物流改善ということにもつながるということで、既存の事業の開発効果の向上ということもねらった事業と言うことができるかと思えます。

続きまして、事業対象地域の現況を写真で簡単にご説明させていただきます。まずこの1.グエンチャイ通りというものですけれども、これはグエンチャイ橋の予定地から南岸のほうに伸びる道路ということでございまして、バイクや自動車が通行する道路です。

それから、2.のカム河ですけれども、これが先ほど来申し上げているハイフォン市を南北に分けている川ということで、その川の様子でございます。

それから、こちらにある3.はVSIP工業団地と書いておりますけれども、グエンチャイ橋、川の北側で開発が進められている工業団地ということで、現在整備が進められている最中ですが、日系企業も10社以上入居しているというような工業団地で、1,600haぐらいの用地があるということでございます。

引き続きですが、この四つ目がブーイエン橋の南側にある省道ということでございまして、バイクや自動車、それからバス、トラック等の大型車両も通行しているということで、写真にはちょっと車の状況はありませんけれども、そういった道路でございます。

それから、五つ目の環状3号線通過予定地というものでございますけれども、これは文字どおりで通過を予定している付近を通る農道の様子ということでございます。主な通過車両はバイク、自動車ということです。

続きまして、環境社会配慮事項をご説明させていただきます。月末に予定されます第1回の会合で皆様の助言を求める事項はスコーピング案ということになりますが、適用される環境社会配慮ガイドラインは2010年4月に制定された新JICAの環境社会配

慮ガイドラインということで、同ガイドラインに基づく本事業の環境カテゴリ分類につきましては大規模な道路セクターであるということ、また大規模な非自発的住民移転を伴うものであるためカテゴリAとしております。住民移転については次のスライドでご説明いたします。

本事業におきまして被影響家屋数の規模は最大で960軒程度と想定しております。具体的には、このグエンチャイ橋の南側の地域で160軒程度、それから環状3号線、この赤線の周辺地域で500～800軒程度の家屋に影響が及ぶことが想定されております。なお、グエンチャイ橋、こちらの橋につきましては若干の土地収用が発生するものの、家屋の移転等は発生しない想定でございます。

用地取得の規模の詳細は本調査で確認し、またガイドラインに沿ったRAP案の作成、それからステークホルダーミーティングの支援を行う予定としております。

次に、環境影響ということでございますけれども、建設機械の稼働、それから走行車両による大気汚染、騒音・振動の影響が想定されるほか、橋梁の建設によるカム河及びルオットロン河沿いのマングローブ林への影響というのが可能性として想定されるということで、カム河は先ほど申し上げた川でございますけれども、ルオットロン河というのは見えにくいのですが、ここにある水路になっておりまして、その周辺のマングローブ林への影響の可能性があるということでございます。

最後に今後のスケジュールですけれども、WGにおきましてスコーピング案について助言をいただいた後、5月から第2次現地調査を開始しまして、12月にドラフトファイナルレポートが提出される予定ということになっております。ドラフトファイナルレポート案ができ上がった段階で、12月上旬に全体会合でご助言をいただくことを目途に今後準備を進めてまいりたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、案件の説明とさせていただきます。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、今のご説明について何かご質問ありましたらお願いいたします。二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 二宮です。ご説明ありがとうございました。

1点ちょっと教えていただきたいのですが、先ほど5枚目のスライドの事業対象地図のところでご説明がありましたKとBのプロジェクトは円借款で整備をされたということなのですが、いつごろのプロジェクトなのか、すなわちガイドラインに従ってEIAがなされているか、ガイドラインの内容に準ずるEIAがなされているかどうかということと。

それから、同じような環境社会条件の下で今回も二つの橋梁が整備されるということですので、このときの議論というかEIAの検討はかなり参考になるのではないかと思います。そのときの内容を今回のWG検討の資料として使えるのか。

それから、もしできれば、すみません、一つと言いましたが幾つかしていますけれ

ども。その後整備をされた後、その周辺地域の交通需要の変動であるとかそういった事後の社会経済状況の変動も含めた検討が今回できるか、そういう情報が出てくるかという、その点について教えていただけますか。

○作道 ありがとうございます。ピン橋及びキエン橋の整備した時期ということでございますが、ピン橋に関しましては2011年に完成ということです。それから、キエン橋に関しましては1998年に完成したというもので、特にキエン橋については大分時間がたっているという状況でございますが、おそらく両案件ともに旧ガイドラインで適用案件ということで、それに基づいた実施がされているというふうに理解しております。

特に今回ハイフォン市におきまして新しい開発計画に基づいて北部の開発が進んでいるという状況はかなり過去2案件を実施したときから状況が変わっておりまして、例えば北岸地域の人口というのが2009年に1.6万人だったのですけれども、それが2025年までに25万人に増えているということです。

○二宮委員 25万人、その前は。

○作道 2009年に1.6万人。かなり変化しつつある状況で、新しく工業団地の開発なんかが進んでおります、ということです。今回改めて現状の詳細な確認が必要という状況になっておりますので、そこも含めた調査を協力準備調査の中で今やっているという状況でございます。

○二宮委員 過去の経緯に関する情報も含めて資料として提供していただきたいと。ありがとうございました。

○村山委員長 そのほか。原嶋委員、どうぞ。

○原嶋委員 細かいことはまたWGでということでしょうけれども、二つだけ言葉の問題で、4ページ目のスライドで第3環状道路というのがあって、地図ですと環状3号線というのが対象になっていて、真ん中に第3環状道路というのがまた別にあるのですけれども、これちょっと言葉、どちらを指しているのかちょっと教えていただきたいという点が1点と、あと、グエンチャイ橋と環状3号線とブーイエン橋は、これは別々の事業とも言えなくはないですね。今回一体としてアセスをするとか手続をされるのでしょうか、その取り扱いの問題というのはどういうふうに考えていらっしゃるのか、そこだけ教えてください。

簡単に言うとグエンチャイ橋だけはもう全然別の事業、全く別とは言えないのでしょうけれども、アセスの上では、環境影響という意味では分離して考えたほうがいいとも言えなくはないのでしょうけれども、そのあたりのお考え、あえて一体としてやるというのは、ほかの手続との関係もあるのでしょうけれども、その根拠を教えてくださいということです。

○作道 渡河手段の拡充と、それから市内交通の改善という観点から、今回は一体の事業、一つの事業として実施することを現時点では想定しているということでございます。

ます。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

○原嶋委員 もう1点、その前の言葉の。

○作道 すみません、言葉統一しますが、環状3号線というのが正しい表記になりますので、修正いたします。

○原嶋委員 パワーポイントの資料の4ページ目の事業概要のアの内容のところの第3環状道路というのは表現としては正しくないと、そういうことでいいわけですね。それはなぜかという、地図の中に第3環状道路というのがまた別にあるのですよ。

○作道 すみません、差しているものは同じです。ただ言葉がちょっと二つ別の言葉を使っていて紛らわしかったので。申しわけございません。

○村山委員長 よろしいですか。では、清水谷委員。

○清水谷委員 1点質問をさせてください。パワーポイントの3.の事業対象地図の部分で、グエンチャイ橋とブーイエン橋間のカム河北岸の一角が緑であらわされているのですけれども、これは現在どういう土地利用のものなのでしょうか。

○作道 港湾施設の用地と、それから一部川沿いにマングローブ林があるという状況でございますが、詳細に関しては今調査において確認中という状況でございます。

○清水谷委員 緑で示されていますが、全くその自然林というそういうものではないということ、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○作道 川沿いの一部以外は、港用の用地で空地になっているというような状況です。

○清水谷委員 わかりました、ありがとうございました。

○作本副委員長 このハイフォンというのはかなり北の地域では大きな都市だということで認識しているのですけれども、例えば今ハノイとハイフォンの間は道路建設が進んでいるのですよね。

○作道 はい、既存の一般道路もございますけれども、今まさしくハノイーハイフォン高速道路というのが建設中です。

○作本副委員長 例えばハイフォンからこれまた中国が一番のマーケットになるかと思うのですけれども、これからものづくりとか工業団地で。こちらのほうのルートというのは何か開発というかそういう事業は進んでいるのでしょうか。中国、いわゆる南北回廊とかそういうような意味合いなのですかけれども、こちらのほうで何か、ほかの国でも構わないのですけれども。

○作道 ハノイから北のほうに中国に行くノイバイ－ラオカイという高速道路の建設なんかはADBの支援で進んでいるという状況ですけれども、ハイフォンから中国というルートで特に幹線道路のようなものが建設されているという状況は今の時点ではございません。

○作本副委員長 ありがとうございました。

ではちょっと質問なのですけれども、今回ここで工業団地が二つありますね。一つ

は野村と書いてあるのですが、ちょっと詳細は私もわからないのですけれども。工業団地を二つ繋いだ、今東南アジアの中でベトナムが最も日系企業にとっても人気のあるということで中国から出てくる企業が東南アジア、その際にまずベトナムへというそういう合言葉に近いかなと思うのですけれども。その場合どうしても工業団地をまず繋いでいるかのように道路が見えるのですけれども、例えば住宅地がありますね、既存市街、こういうようなところへの裨益というのはどの程度ありますでしょうか、というかそういうことも考えられていますでしょうか。

あともう一つ、すみません。あと、このハイフォンというのは観光でも有名なところだったと思うのですよね。それを3ページ目では近代工業都市ということで工業化に向けての都市というような説明をされておりますけれども、観光面でかなり収入を上げていると私はずっと思っていたのですが、このあたりの観光産業をつぶさないように配慮されているのかどうかということもちょっと教えていただければと思います。

○作道 すみません、観光の話は恐らくハロンのお話だと思うのですけれども、これはちょっと若干ここから離れた部分で、もうちょっと北の上のほうにあるのですけれども。世界遺産になっていて、そこがベトナム国内で有数の観光地になっておりますけれども。これは隣の省ということで直接この地域のことでないかというのが我々の認識です。

○作本副委員長 私もちょうとうろ覚えで申しわけないのですけれども、このあたりを海岸とか何か近くて観光用のホテルが随分建っているところではなかったでしたっけ。

○作道 ラックフェン港のもっと沖のほうにカットバー島という30kmぐらい離れたところに西洋人なんかが好きそうなビーチリゾートがございまして、そこは確かにそういうものがございますという状況です。

○作本副委員長 では、あとこの道路が工業団地を繋いでいるかに見えてしまうのですけれども、このあたりはいかがでしょうか。

○作道 本事業の中で特にグエンチャイ橋のほうが一般車両の用途から考えておまして、もう一方のブーイエン橋というのが特に物流の観点からの用途で使われるということ想定しているということで、この環状3号線に関しましてはおっしゃるとおりその物流の改善という観点から工業団地の付近を通して、それから港へ抜けられるような形に形成されるということでございますけれども、これは一方で市内に通常であれば例えばハノイあたりから市内を通して行くような車両が迂回して交通を軽減するというような機能も持っておりますので、そういう観点から市内住民の方に対する裨益ということもあろうかと思えます。

○作本副委員長 ありがとうございます。

○松本委員 スライド最後の今後のスケジュールなのでもう少し見慣れない表現なのですが、3月、4月に制度調査というのがあります。ベトナムへは大量の

円借款を出していますから、恐らく今さらEIAの制度とか土地関係の制度を調べるというのに2ヵ月とっているのには若干違和感があります。

それともう一つ、よくWGを開いた際に既に調査が始まっていてやや困惑することがあります。そういうことを踏まえまして、この制度調査は何をされているのかを教えてください。

○作道 制度調査に関しましては、昨年4月に新土地法というのができたのと、その後今年の1月に新環境保護法という新しい法令ができていましたので、その新しい制度に関して調査するというのを目的に行っているものでございます。

○平山委員 一つお聞きしたいのですけれども、マスタープランとか上位計画に関するものとしては3ページの(2)のハイフォン市都市マスタープランというのが、これから作るのだということを書いてあると思うのですけれども、これまでのお話を聞いた限りでは、このハイフォン市を中心とした都市の発展とか道路の整備等についてはかなり広域的な見通しが必要になるように思われるのですけれども、この上位計画というのはあるのかどうかということを教えていただきたいのですけれども。道路なり都市開発なり地域開発なりの上位計画というものがあるのかどうか、ということです。

○作道 我々が承知している限りでは、先ほどもご説明差し上げました省の開発計画というものはございますけれども、例えばベトナム、ハノイからハイフォンに至るような広域のマスタープランというものがあるというふうに承知しておりません。それに類するものがあるのかというのは調査の中で確認したいと思います。

○村山委員長 では、大体よろしいでしょうか。

では、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

何かありますか。

○作道 すみません、先ほど二宮委員からご質問いただいた点でございまして、既存の2橋に関する過去の資料が次回の今回のWGの資料に入るかという話ですが、現時点スコーピングの中でそういった情報が盛り込まれていないので、次の会合に資料を入れるというのはなかなか難しいという状況にございますが、2回目のドラフトファイナルレポートに関してご助言いただくときまでに、その情報を含めてご説明できるようにしたいと思いますので、その点ご了承いただきたいと思います。

○二宮委員 はい。

○村山委員長 今の点について確認をしたいのですが、二つの事業の時期をもう一度お伝えいただけますか。

○作道 すみません、先ほどピン橋2011と言いましたが、もう少し本当は古いはずなので、情報を確認して改めてご連絡させていただきたいと思います。

○村山委員長 わかりました。よろしくお願いします。

2004年以降であればカテゴリAについて審査会で扱っているはずなので、そちらの資料は多分簡単に入手できると思います。

わかりました。どうもありがとうございました。

では、今の二つを含めて今後のスケジュールの確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○渡辺 お配りしている議事次第の裏のほうにスケジュールの表が載っております。既に事務局のほうから連絡差し上げていて、5月の幾つかの会合につきましては既に議題がないということで外させていただいておりますけれども、今後の予定としまして、5月11日、来週の月曜日とその次が5月25日の月曜日にインド国ベンガルールの道路建設事業があります。5月29日金曜日が先ほど説明のありましたベトナムのプロジェクト。6月8日がインドの今説明がありましたムンバイのプロジェクトということで、ここまで予定が入っておりますけれども。特に5月、6月で委員の皆様のほうでご希望に変更あるか、あるいはこのプロジェクトのほうにご参加したいというようなスケジュール変更等ありましたら、今この場で調整させていただきたいと思っておりますけれども。

二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 29日参加させてください。

○渡辺 二宮委員が5月29日参加と。

石田委員。

○石田委員 29日と6月8日の両方にできれば参加させてください。

○渡辺 5月29日と6月8日。

日比委員。

○日比委員 5月25日ちょっと大変申しわけないのですが、別件が入ってしましましてちょっと人数が少なくなって申しわけないのですが。

○渡辺 では、日比委員は5月25日キャンセルということで。

どなたか5月25日にご都合をつけていただく先生がいらっしゃいましたらありがたいのですが。今3名になっておりますので。

ほかに6月、5月のご予定で何か。

○柳委員 6月8日の月曜日のメンバーに入れていただけますか。

○渡辺 はい、では柳委員が6月8日で追加。

そうしますと、あとはやはり5月25日ですかね、どなたかご都合のつく委員の先生がいらっしゃいますと大変ありがたいのですが。

では、松本委員にお願いしたいと思います。5月25日ですね。

ほかにご変更等ございますか。どうぞ。

○原嶋委員 7月6日はちょっと別件がありますので、参加できないので、申しわけありません。

○渡辺 原嶋委員が7月6日はキャンセルと。

○米田委員 私も7月6日は都合が悪いので、申しわけありません。

○渡辺 米田委員も7月6日はキャンセル。

○米田委員 代わりに、まだ予定ないですけれども、6月19日か22日にあれば参加できるのですけれども。

○渡辺 どちらかに米田委員決めていただくことはできますか。

○米田委員 では19日で。

○渡辺 はい、では、7月6日キャンセルで、6月19日に米田委員を追加と。

○田中副委員長 6月12日に○がついてないのはキャンセルにしておいてください。

○渡辺 はい、わかりました。

よろしいでしょうか。本日の調整を踏まえますと、5月25日、日比委員がキャンセルとなって、代わりに松本委員にご参加いただくと。5月29日は二宮委員が追加でご参加いただくと。5月29日は石田委員もですね。なので、5月29日は石田委員と二宮委員2名の追加。6月8日は石田委員、柳委員2名の追加と。そのほか、6月19日に米田委員を追加させていただいて、代わりに7月6日はキャンセルと。6月12日は田中委員がキャンセルと。最後に、原嶋委員が7月6日が今のところキャンセルということで。

まとめの日程につきましては4名以上がそろったという形になりますので、以降の変更につきましてはまた6月の会合あるいは個別にご連絡いただければと思います。

以上です。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、スケジュール確認まで終わったということになります。

次に、WGの会合報告と助言文書、できれば二つぐらい終えてから休憩に入りたいと思います。

最初が、インドの道路網改善事業スコーピング案で、こちらについては田中副委員長に主査をお願いしておりますので、まずご説明をお願いいたします。

○田中副委員長 それでは、お手元にありますインド国北東州道路網改善事業スコーピング案、これに対する助言案ということでご確認をいただきたいと思います。

表書きはこのような形になっておりまして、石田委員、清水谷委員、松本委員、米田委員、それから私の5名でWGを担当いたしました。

めくっていただきますと最初にはしがきを書いてございまして、さらに最後のページにJICA事務局からの補足資料が出ておりますので、後ほどまたJICA資料のほうはご説明いただくことになるかと思いますが、2ページのはじめにの趣旨を簡単に紹介させていただきますと思います。

この案件、このインド国北東州の道路網改善事業なのですが、実質的にここに書いてありますように実は二つの要請がこの内容の中に含まれていたということでございます。一つは、全体10区間がありまして、この北東州10区間の中で優先区間を絞り込んでほしいというこういう要請がありました。この中からおおよそ2区間を絞り込むということなのです。この絞り込む際に環境社会配慮の考え方を明らかにしたわけです。

加えて第2の要請は、フィジビリティスタディという段階で環境社会項目の抽出だと

かあるいは評価のあり方、いわゆるスコーピングを実施してほしいというこの二つのことでございます。

言うならば、位相の違うと言いますか、ステージの違う優先区間の絞り込みと、それから区間を想定した上でのスコーピングの実施という二つの課題が要請されていて、これが取り扱い上難しかったということがここに書いてある趣旨でございます。

本来はそうした絞り込みとそれからスコーピングの実施ということは分けて行うことによってより適切な絞り込みであったり、あるいはスコーピング、項目の抽出等が行われるわけですが、そこのところが一緒になっていてこの取り扱い上適切な対応が十分できなかった、検討ができなかった、このような趣旨でございます。

加えて、今回の場合、全区間10区間を対象とした資料のとりまとめになっていたものですから、通常のフィジビリティスタディにおけるスコーピングのように、より具体的な区間を想定した上での項目等の絞り込みということにはなかなか至らなかった。そこでこの具体性に欠けるという表現に整理させていただいたのですが、そういう問題もあって、資料の精度の問題ということかと思えます。

こういう問題がある中で、今回この助言をするということについて、十分事務局のほうは留意してほしいというのが最後のパラグラフのところでございます。本案件に内包されたこうした制約について認識してほしいということでございます。

それから、今後こうした案件を本委員会に付議する場合には、この提出の時期であるとか資料の精度について十分慎重に検討していただきたい、これは要請要望ということになります。

ということで、このようなある種の特殊事情があるので、このことを留意して受け止めてほしい、こういう趣旨で、はしがきをまとめさせていただきました。

以下、具体的な内容です。全体事項から始まりまして二十数項目の助言項目を整理させていただいております。簡単に紹介いたしますと、まず全体的なところでは例えば1番にインドの陸上交通政策全体がどうなっているのかということの中で、北東州の道路網事業の位置づけ、とりわけ優先区間を絞り込むといった場合にどういう上位計画があるのかという意味での必要性についての説明を加えてほしい。あるいは10区間ごとのそれぞれの対象地域の概要が十分記述されていないのではないか。つまり、絞り込むということであれば、それぞれの地域、道路が想定されている地域のいろいろな特殊事情がある、言語、宗教、民族が多様であるということで、こうした概要が整理する必要があるのではないか。

それから、特に優先区間の整備に関して、これは3項目目ですが、全長450という記述があったわけで、この450km以内というこの妥当な理由があるのかどうか、その理由を明示してほしい。これが3項目目です。

それから、4項目目は、具体的に写真等では地理的な状況を明記してほしい。

それから、5点目では、それぞれの区間について法令に基づいたEIAの作成や認可が

必要であるのかどうか。あるいはガイドラインに基づいてのEIAやRAPの必要があるのか、こういう記述をきちんとそれぞれの中で示してほしい。つまり、場合によっては大きなカテゴリAに関わらない場合もあるのではないかと、そんなことを想定して記述しております。

以上が、およそこの対象区間全体についてのコメント、助言ということになります。

3ページのほうにまいりまして、6番からは代替案のことになります。まず、整備優先区間の選定段階における代替案検討が、この段階では全区間に共通した、言うならば総論的な検討にとどまっているということを明記してほしい。

それから、交通状況の改善についての必要性及び制限要因を含めて調査をし、その内容についての記述を盛り込むこと。

さらには、三つの代替案が想定されていますが、その中の一つの代替案を推奨しているわけですが、この代替案の妥当性について予測結果に基づいた長期的な視点からも検証し、記述をしてほしい。

それから9番目ですけれども、検討プロセスにおいて案2、限定的な拡張あるいは改良の案と、それからバイパスの建設案とこういう二つの案に区分しているわけですが、むしろ統合的な案も考えられるのではないかとということでの検討を行うこと。

ということで、代替案も、ある区間を想定するというよりも、全体的な考え方をばんやりと投げかけられているものですから、踏み込んだ項目にはならなかったわけですが、代替案検討に当たっての考え方をきちんと記述してほしいということの趣旨でまとめております。

以下10番から15番まではスコーピング・マトリックスであります。スコーピングということで、まず10番のところですが、全区間に汎用性がある、いわば一般的な考え方を中心にまとめたものだということの旨を記述してほしいということで、スコーピングは全区間に汎用性があることを前提にしたものだ、という趣旨でございます。

さらには、DFRにおいては、水文・水象、地下水の項に関連した雨水対策、特にこの地域は大量に雨が降る地域だということで、道路路線を選定するあるいは設定するに当たって、やはり水の問題に関わりがあるのではないかとということでの指摘でございます。

それから同様に、生態系への項目での河川への影響についても検討を盛り込んでほしい。また、やはり道路の整備により交通量が増加するわけですから、大気汚染による影響、被害についての実施あるいはその調査の実施ということ。

14番目では、地域での意思決定や合意形成のあり方、その結果を計画作成プロセスに役立てる、このことの留意です。

15番では、この北東州の言語、民族あるいは宗教の歴史的な経緯もあって大変複雑で慎重な配慮が必要であるということ。したがって、移転住民に加えてそれを受け入れる地域のことも考える、ということで、以下いわゆる社会的な項目ですね。非自発

的住民移転、土地利用、地域資源利用等々の社会項目については、A-という非常に重大な影響が生じ得るということを前提に調査をしてほしいということでの指摘を入れております。

以上がスコーピング・マトリックスです。

16番からは環境面の配慮でございますが、16番、17番は森林関係のことでございます。まず、保護林を通過する区間が優先区間に選定された場合には環境保護対策を十分講じる案を検討する、作成し記述すること。

あるいは特に自然環境、森林の状況についても優先区間の選定段階及び代替案検討において考慮することということで、またこれ森林との関係での留意についての言及をしております。

18番、災害リスクの低減ということですが、これは結局道路整備をすることを通じて地域の特に土砂災害等のリスクを低減するというある種の複合的な目的もありますので、そこいらあたりを盛り込んだらどうかという指摘でございます。

それから、19番は工事によって発生する廃棄物、これは工事廃棄物ということになります。残土であるとか作業員から出るゴミ、これらについての記述をすること。

20番は、気候変動の影響でございます。長期的にはこの地域高温化や極端な降水量の変化が想定されるということで、こうした気候変化を踏まえた道路整備の方向性を検討する。次のページにまいりまして、多雨化、雨の降水量の増大が予測される場合には洪水対策あるいは土砂の浸食対策、土砂崩れ等についての対策に十分考慮すること。

それから、21番、同様の文脈なのですが、土砂崩れなどの災害の箇所及び時期の履歴を調べた上で、必要な調査を追加することということで、過去の履歴をきちんと調査をした上で災害対策についての調査を記述するという趣旨の指摘をしております。

以上が環境面、環境配慮面の項目でございます。

次の22番からが社会関係でございます。先ほども森林のことを指摘したわけですが、通過する森林を対象として地域による森林利用や森林保全に対するこの事業が与える影響について調査をし、必要に応じて緩和策を講じるということで。森林が地域利用に供されているということがある場合には、その影響についての調査と緩和策の実施ということです。

23番ですが、これは新しい法制度ができて、新土地取得法の中では住民の7割から8割の同意が必要であるというふうに記述があるのだけれども、大統領のある種の公布ですか、大統領令の公布によって公共性の高いインフラ整備などではこの同意条項がいわば廃される。これが削除されると言いますか、そういう形になってきているようだ。そのことの状況をきちんと把握した上でこの関連する記述をきちんと整理することと、それから、この本調査にこうした同意ということが悪影響を及ぼさないように、きちんとした合意形成を行いつつ行うような対応をしてくださいということでの

指摘です。

24番、社会弱者への支援ということでは、対応策が手当の支給ということのみ記述があるけれども、ここにとどまらないので、例えば補償であるとか生計回復の手段等の多面的な配慮を行うこと。

25番、これは先ほども出てきたところですが、この地域の言語、民族、宗教、歴史の多様性に鑑みて、移転住民を受け入れる地域社会への影響も調査することということで、移転先への影響調査といったことの必要性を指摘しております。

26番からは情報公開やステークホルダーミーティングでございます。ガイドラインに沿って全区間でステークホルダーミーティングを行うこと。それから、北東諸州の言語、民族等の歴史を踏まえた上で、異なる言語文化グループに対してガイドラインに沿った説明と協議を行うこと。

28番、沿線住民がこのステークホルダーミーティングの会場に容易に参加できるよう、開催場所の間隔等を配慮し設計することということでございます。

最後の29番は、この道路が整備された後の道路の運営管理体制の構築について、継続性を伴う管理体制の構築について検討し記述をすることということでまとめてございます。

以上、29項目の助言項目をまとめたものでございます。

それから、最後のページはJICAのほうから若干補足資料を用意しておりますので、ご説明をお願いいたします。

○渡辺 田中主査、どうもご説明ありがとうございます。

本件当日ご出席いただいた委員の皆様には、情報の混乱等があつて大変ご迷惑をおかけしました。今日は全体会合ということで当日ご参加なさっていない委員の皆様も多数おりますので、本件WGで何をJICAとして議論してもらいたかったかというところの趣旨をこの補足資料というものにまとめておりますので、まずは担当課のほうから簡単にご説明いただきたいと思いますと考えております。

○岩井 南アジア課の岩井と申します。

お手元の資料ございますとおり、また先ほど主査のほうからご説明ございましたけれども、本調査の概要ということで、この調査が極めて特殊であったということのご説明をさせていただいております。その特殊性というのはこちらにございますとおり、①と②の二つのコンポーネントが一つに含まれた調査でございまして、通常であればプロジェクトについてのF/S調査ということで②に対するご助言をいただくというのが一般的でございますが、今回はインド政府より9区間及び1区間の新橋を建設、丸ごとまとめた形で要請が出されてきております。

ただ、これにつきましてはさまざまな制約、当然我々のリソースもございまして、そうしたところも含めてこれを一度に全部実施することはできないといった状況下で、まず最初の段階といたしまして、F/S調査に入る前に優先区間の絞り込みを行わなけれ

ばならないというところがございまして、こちらも含めた形で今回の調査を実施しているというものでございます。

したがいまして、その下の助言対象というところにもございますけれども、今回WGの皆様が付議いただいたのは①の優先区間の絞り込みというところと、あとは②のF/Sの調査という二つのコンポーネントについてそれぞれ、まず優先区間の絞り込みにつきましては選定区間を考慮する際に環境社会配慮上必要な点は何なのかといったところのご助言をいただいております。また、②につきましては全体的な区間選定の中での情報が非常に不足だったというご指摘もございましたので、汎用的な部分で適用できるようなスコーピング案ということで、助言をいただいたというものでございます。

○渡辺 この案件がインド担当課から説明がありましたとおり、要請がインドの北東州の幾つかの区間にまたがる、かつ1個1個の道路区間自体がある意味事業と呼べるようなものが寄せ集めて要請されたという経緯があって、非常に特殊な、我々で言うセクターローンとかセクタープロジェクトローンとか言うのですけれども、そういう要請が出されていたということがまず背景としてあります。

今回WGの議論の中でも、この場合優先区間の絞り込みというのはマスタープランの調査に当たるのではないかという議論がありまして、ただJICA側としては、これはその部分というのはマスタープランとはまた違うと考えております。幾つか理由がありますけれども、一つはこれは計画の立案をするというものではなくて、この10区間の寄せ集めたものの中から、どれを借款対象として選定するのだというところがこの協力準備調査で言う優先区間の絞り込みということでありまして。

あともう1点は、先ほど申しましたとおり、各区間自体がいわゆるプロジェクトを構成するようなものをインド側はまとめて非常に大規模なプロジェクトとして要請してきているということがあると。

あと幾つかありますけれども、最終的にこの調査の中で優先区間と呼ばれるものを何区間か選定するわけですが、この他区間につきましては本件の本体のプロジェクトのほうのスコープには含まれない形で事業が形成される予定であります。したがいまして、この調査の対象というのは一体何なんだと。確かにご助言いただいた際には絞り込みということで10区間が対象になっていたのですけれども、いわゆる調査の本丸としての対象というのは優先区間と呼ばれるもの、F/S調査を実施する区間のみが対象というふうに考えております。

では、その残りの何区間かはどうなるんだというところにつきましては、これは本体のインド向けの借款の予算など目途がついた段階で別途協力準備調査をまたその時点で実施して、各区間のF/S調査、これはEIA等も含むことになりますけれども、そういったものを実施する予定ということでもありますので、本件非常に特殊な調査で、また田中主査からご指導いただいたとおり、JICA事務局としても今回の反省を踏まえて

提出案件の時期及び資料の精度という点についてはこれからもきちんと整理しなくては行けないと、慎重に対応しなくては行けないというところは肝に銘じつつも、このような状況であるということを全体会合の場でご理解いただきたいという点が1点。

あと2点目としましては、特に個別の指摘になりますけれども、26番目の松本委員からJICAガイドラインに則って全区間でステークホルダー協議を行うべきというご指摘をいただいております、この全区間というのは10区間ということでありますけれども、先ほど申しましたとおり、我々としてはこの調査対象というか事業として想定されるのはあくまで優先区間のみということで考えておりますので、この点につきましてはこのようなご助言をいただいておりますけれども、ステークホルダー協議についてはあくまで優先区間、対象となる区間についてのみ行うということを現段階では想定しておるということをつけ加えさせていただきたいと思います。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、はじめにという部分と最後にも資料がついていますので、若干通常の形式とは異なる形になっていて、ワーキングの委員の方も何かご意見追加であるかもしれませんが、何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。松本委員、どうぞ。

○松本委員 今の説明でこの全体会合の委員の皆さんがご理解をいただければ、それがすべてであります。ただ、担当した者としてはやはり責任もありますので、ややつけ足しで申し上げておきたいというふうに思います。

特に私のところでいきますと、26番のところをガイドラインに沿って言いますと、本案件については少なくとも10区間からの絞り込みをするためには10区間それぞれの情報が必要ですし、それぞれの区間においてステークホルダー協議が行われた上で10区間から優先区間の絞り込みを行うと。なぜならばこれはもともとカテゴリA案件ですので、優先区間のカテゴリではなく、10区間全体としてカテゴリ分類されていますので、原則に従えば全区間においてステークホルダーミーティングが開かれるという案件であるというのが私の理解です。

それに対するJICAの回答は今のようなことですし、それはWGでもお聞きしましたが、やはりガイドラインの順守というか適正な運用というのがこの助言委員会の一歩の目的でもありますので、WGの中で、ではわかりましたというわけではなく、やはりこの全体会合の場で原則はこれは全区間でやるべきことであるということを、私としてはコメントとして助言としてあえてここで申し上げておきたいというふうに思います。

○村山委員長 今の点について、今日ご提出いただいた助言案の中には松本委員にご指摘いただいた点は明記されているということですので、委員会としてはこういう判断をしたということになると思います。ただし、あくまで助言委員会は助言であり、助言を100%JICAのほうで受けていただくかどうかは別の話ですので、できるだけ両

者の考えが一致することが望ましいとは思いますが、必ずしもそうでなくてもいいと私自身は思っております。

これについて追加のご意見があればぜひ出していただいて、一応ワーキングのほうでまとめていただいたものはこの形だということですので、これが原案になるという理解でおります。

今の点でもいいですし、ほかに何かありますでしょうか。

○作本副委員長 全く別の点ですけども、23番の社会配慮のところなのですが、今私もインドの案件がたくさん入っていることで、いろいろ土地収用法が変わったりということに関心を持って現地の新聞などを読み始めているところなのですが、どうもこの植民地以来というか100年以上前にできた土地収用法を思い切って変えたということで評価されると同時に、相当な反発が今見られているというようなことが感じられました。

ここでちょっと気になったのは、いわゆる新しい土地法がこれで改正されたのか、これで最終版なのかということはまだはっきりしていないというふうに。一回改正されたのですが、もう1年のうちに改正、2013年だったと思うのですが、制定されて、2014年に改訂されて、さらにここで今大統領令が出たということで、またそれに対する修正を行っているということは、単純な法律の形式なのですが、いわゆる法律で議会を通ったものが大統領令という権限の強さは私はわかりませんが、閣議決定という場合には日本はガイドラインという、これでこれを打ち消すことができるのかという、もう一回これを法律上で法律の中に書き込んで確定しなきゃいけないんじゃないかと思うのですが。ここで我々これ今まだ中間段階に、移行段階というか議論の途中にあるものですから、このままこれ、成立状況を確認した上でというふうに乗っかっちゃっていいのかどうかという。法律の上下関係というか、形式、上にくるのはどっちだ、下にくるのはどっちだというときに、閣議決定といったら法律より下でしょうとだれでも思うはずなので。そのこのところをここまで書き込んでいいのかなというちょっと不安がありましたけれども。もしご意見があればお願いします。

○松本委員 これは日本でも大きく報じられまして、WGの中でも質問させていただき、JICAの調査チームの中もこの大統領令を受けた法改正の進捗状況について把握をされていて報告もいただきましたので、それを踏まえまして助言の書き方としてはあまり細かく書かないで、法令の成立状況をまず確認して、実際には今回のスコーピングの議論のペーパーの中には実は2014年までのことしか書いていないので、まずその記述は改訂したほうがいいですと。現行では新しい法律ができていますから、その法改正の状況をこのインド国における住民移転関連法令という部分の記述は、やはり改訂したほうがいいと。その上で、その法律が一体この事業にも遡及するのかどうかということは恐らく詳しく見なくてはわからないので、ややあいまいですが、本調査に悪影響が及ばないように対応することということで、ここに書かれていることは、ま

ずこの助言をする根拠となったのは大統領令が出ていること。そしてそれに基づいて現在法改正が着々と進んでいるという事実。かといってそれが本当にこの事業をどう変えるかはわからないので、レポートの記述内容は改訂するものの、本調査との関係については慎重に対応してくださいという内容ですので、比較的現状を踏まえた抑え目の書き方というふうに考えています。

○作本副委員長 ありがとうございます、今ご丁寧な説明をいただきまして。この法令の成立状況という場合には法律いわゆるそのものと、大統領令までがここに入ると思うのですけれども、閣議決定も含む、これは後追いの追加だというぐらいに考えてるわけですね。大統領令がこの法令だということで。閣議決定はここには法令の中に入れていないのか含めていないのか。

○松本委員 細かいことを言えば実際にはもう片方どちらか下院でしたか成立をしていたと思います。なので、あまり細かく言いすぎるとわけがわからなくなるので、実際には法律が徐々に、要するに下院、上院というふうな形で審議をされ、恐らく今日こうやって全体会合を開いている間にももしかしたら状況は変わっているかもしれないので、あまり細かい話はせずに、法律の成立状況をちゃんと把握してくださいと、その上で記述を変えてくださいと。そして、どんなことがあってもJICAガイドラインというものがあるのですから、悪い影響はないように対応してくださいということですから、ここで書いているのは。

○作本副委員長 改訂というのは変えるということを前提なのですね。確認じゃないのですね。

○松本委員 これはもう間違っています。2014年末現在の記述ですので、これは7割から8割の同意が必要であるというふうに書いてありますので、それでいくとつまりインドの制度はそうであるというそういう書き方になってしまっていますので、これはもう変更になるわけですので、ただ、どういうふうに法令の中で変更されるかということはちょっと注視が必要だということがWGでの議論であります。

○作本副委員長 ありがとうございます。

○高橋委員 先ほどこの案件は二つの段階と言いましょか、助言対象が二つあるというご説明がありました。助言そのものは従来の形式、様式に沿って全体事項とかいろいろあるわけです。実際助言の中身を見ますと、この二つの段階両方に関わるもの、あるいはどちらか一方に関わるもの、幾つか混在をしているように思いますが、この点についてはWGの委員の皆さんとそれからJICAの担当課の間では、この助言はどちらのレベルの助言対象なのかといったようなことが合意されて理解されているのでしょうか、その点の確認をさせていただきたいと思います。

○田中副委員長 私のほうから。想定2区間は、やりとりの中ではこの2区間を想定しているということはわかってきました。およそこのあたりが有力なのだと。それをスケジュールでは、近々にも最終的にはインド国政府と協議をして先方のイニシアテ

ィブで決めることになるけれども、一応JICA側からそういうある種の考え方を伝える、そんな場を持つというそういうご説明をいただきました。

ですので、どちらかというと私どもがまとめた文章の中では上から5行目に絞り込むに際して環境社会配慮の考え方、環境社会面からどんなことを考慮したらいいかということを明示をすると、そこにとどまるのではないか。だから、この区間とこの区間が有力だというのは、ある意味情報の精度が粗いので絞り込めませんよねと。むしろ環境社会の面からこういう面に注意したほうがいいですよと。ということで、10番からスコーピング・マトリックスであったり16番からでは社会配慮面ですね、こういうさまざまな配慮事項を想定してくださいと。そうするとおのずと優先的な絞り込み区間が浮かび上がるのではないのでしょうかと、そういう立て付けにしたということです。およそ、その趣旨はJICA事務局あるいは担当課のほうにも伝わっているというふうに私は理解しています。

以上です。

○高橋委員 そうしますと、どちらかというF/S調査に対する助言、環境配慮なんかにはそういうものも該当するのかなというものもありますけれども、全体的には絞り込みに対する全体的な助言が多いと言いましょうか、そういうふうなWGの委員とJICA担当課との間では理解だということによろしいのでしょうか。

○田中副委員長 そういうことに。ですから、本来のフィジビリティ段階のスコーピングであると具体的に環境項目、社会項目を取り上げてそこでの不足点だとか留意点を踏み込んで言うわけですが、もちろんそういう項目の部分もないわけではありませんが、そこと同時に路線選定に当たってあるいは区間選定に当たってはこういう点に留意してほしい。そういうことも総括して、この中に盛り込んでいると、そういうご理解をしていただければと思います。

○松本委員 あまりこういう案件が出てきてほしくないのですが、本当に混乱します。10区間を地理的にも離れているのに、全部一緒に情報があるわけです。つまり、本来であればこのあたりにはこういう民族がいてとか、こういう地形でなるのですけれども、10区間とも大体こんな地形です、大体こんな人たちが住んでいますという、10区間とも同じであるという前提なんです。ですから、我々書いてありますけれども、ある地形のある場所を目して言っているのではなく、JICAのペーパーにでてきた「10区間共通してこんな感じですよ」に対してコメントをしているというふうにご理解ください。かなり苦渋の選択でありました。

○村山委員長 そのほか。どうぞ、宮崎次長。

○宮崎 先ほど村山委員長のほうから26番の松本委員からご助言いただいている全区間でステークホルダーミーティングを行うことにつきまして、このままですと全体会合ではこの助言が残ることになって、JICAがそのとおりに実施するかどうかというのはJICAに任されるというお話をいただいたわけなのですが、このまあい

ってしまいますと村山委員長が言われたとおり、若干JICAが突っ走ってあの10区間のステークホルダーミーティングを全部やらないまま終わってしまいかねない可能性もございますが、できれば助言委員の皆様とJICAのほうで意見が一致しているのが一番望ましいのではないかと思います、一応チャレンジさせていただきたいと思います。

それで、特に松本委員に対してぜひ問いかけさせていただきたいと思っているのですが、私どものほうから説明した今回のWGへの書き方が特殊だったことにつきましては、渡辺のほうからあるいは担当課の岩井のほうからでも説明申し上げましたとおりいろいろ申しわけなく思っておりますし、説明に努めさせていただいているわけです。もしこれが通常のマスタープランでありましたら、この地域においてどういう道路網が必要なのかということを洗い出して、優先順位をつけて、選ばれた区間に対してF/Sを行うということになるかと思いますが、今回はそういったものではなくて10区間が単純に要請されてきたということです。全体の中でどういう道路が一番いいのかということを、ステークホルダーミーティングなりにかけて意見を聞くというマスタープランの中でのステークホルダーミーティングであればわかるのですが、今回先ほどつい直前のご質問でもいろいろお話ありましたとおり、かなり地理的にも離れている中でいろいろ案が出ているわけですので、場合によっては10区間それぞれに代替案があり得るというようなものなのではないかと思います。果たしてこれ10区間すべてに対してステークホルダーミーティングを行わないとならないのかという点につきましては、やはりなかなか実質的には難しいなというふうに思っておりますので、できればJICAとしてはこの後円借款に進むであろうと思われる区間に対してはしっかりと、もしかしたらその区間以外の代替案もあり得るのではないかとということも多少さかのぼりながら、ステークホルダーミーティングを行うということにさせていただくのでどうかと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○村山委員長 ご意見はいろいろあると思いますが、いかがでしょうか。事業の名称からも道路網、道路ネットワークを対象にされているわけなので、やはりネットワークに対する議論というのも必要で、そういう意味では全区間ごとにステークホルダーミーティングが必要かどうかは少し議論があるかもしれませんが、少なくとも全区間を対象にしたステークホルダーミーティングは必要だと思います。そういった形はとれるのでしょうか。それとも、あまりにも違うからそれは無理だとお考えでしょうか。

○宮崎 内部で確認いたしましたけれども、いわゆる被影響住民ではありませんけれども、州の上のほうの役所の方々との全体のマスタープラン的なステークホルダーミーティングであれば行うことはできるだろうということです。この助言案でいただいた趣旨は、すみません、私は全区間ごとにそれぞれというふうに理解したのですが、そうではなくて上位計画全体に対してという考え方でもよろしかったのでは

うか。

○村山委員長 松本委員の趣旨は恐らく全区間ごとにですね。

○田中副委員長 これはガイドラインの確か第何項かに照らしてあるのですよね、議論の中で出てきましたが。

○松本委員 11ページですかね。これの4番でしたよね。上位プランを含む場合にはカテゴリAであれば行うというところでしたよね、確か。

○宮崎 多分これは全体の計画に対して、その、マスタープランと言いますか、全体構想に対してステークホルダーミーティングを行って選んでいく過程のステークホルダーミーティングなのかと思っておりましたが、いかがでしょうか。

○松本委員 こうなるとガイドラインの解釈ですので、私のところ、JICAガイドラインに則って「全区間を対象にステークホルダーミーティングを行うこと」と変更することには全くやぶさかではありません。基本的にここで申し上げたいのは、やはりガイドラインは私たちは守ることが仕事ですので、ガイドラインにそう書いてあるけれども、今回は特殊だからやめましょうということは、やはりできる限り避けたいというふうに思いますので、その文言であればJICAガイドラインに則って全区間を対象にステークホルダーミーティングを行うこと。であればもう少しガイドラインに沿うということであれば、それは私提案した人間としてはそれでも趣旨は同じです。

○宮崎 わかりました。全区間を対象にということであればご了解いただけるということでしょうか。

○松本委員 私としてはガイドラインに沿っていればいいので、もし私のこの全区間でというのがガイドラインを逸脱するというのであればガイドラインに沿った形でよいということであります。私の基本はガイドラインですので、そこをご了解いただければと思います。

○宮崎 わかりました、ありがとうございました。

○作本副委員長 すみません、今対象にというふうにした場合に、27と28番の表現についても若干注意していただいたほうがよろしいのではないかと。27番も諸州で文化などが違うのだからという前提でもって議論をされているのと、28番ではステークホルダーミーティングの開催場所の間隔なんていうこと、これは狭い意味で言ってるのか広い意味なのかちょっとわかりませんが、そういうところで言及しているので、このあたりの字句調整も必要かなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○松本委員 すみません、27はどの点が修正が必要になりますか。

○作本副委員長 みんな異なる文化そういうものを持っているということを前提にしているわけですから、ということは異なるのだからそれぞれ違うはずだ、それを一括ではできないのではないですかというそういう質問が出るのではないかと。

○松本委員 運用はJICAに任せますが、これもまたガイドラインには書かれていることですので、言語は相当違いますね、この地域。それをちゃんと尊重するということ

はガイドラインの文言に従ったものですので、それには従っていただかないと困ります。私は別にガイドラインを逸脱する必要はないと思っていますが、ガイドラインには沿ったほうがいいと思っています。

○篠田 すみません、審査部の篠田です。

今ご指摘いただいたところ、当日の議論でも松本委員を中心に指摘いただきまして、この地域については非常に多様な文化を持った民族がたくさんいるということで、特にこの後2区間なりが選ばれたときに、そういった民族の人が特殊な民族の人と言ったらちょっと失礼かもしれませんが、そういう人たちがいる可能性があるので、そういう人たちと十分意思疎通ができるように合意形成ができるように配慮した形で説明と、またその開催の場所ですとか、間隔ですとかそういったことを留意するべきというようなご助言をいただいたというふうに理解しております。

ここについては実際の実施に行うときに十分注意して行うということを調査団のほうとも確認して我々も留意して進めていくというふうに受け止めております。

○村山委員長 そうしますと、26番については若干文言を修正して、全区間を対象にステークホルダーミーティングを行うことという形にしましょうか。その形であればよろしいですか。

はい。では、その形で進めるということにさせていただきたいと思います。

そのほかの点はよろしいでしょうか。もしないようでしたら、今の修正を加えた上で助言確定ということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、思いのほか時間がかかりましたので、ここで一回休憩を入れさせていただいて、次に入りたいと思います。5分程度休憩させていただきます。

午後4時14分休憩

午後4時22分再開

○村山委員長 それでは、そろそろ再開させていただきます。

今日はあと助言文書確定が3件、それから環境レビュー結果報告、それから環境レビュー段階における報告、加えてその他も1件ありますので、少し時間を考慮して進めていきたいと思います。よろしく願いいたします。助言案のご紹介についてもできれば要約をしていただいてご協力をいただければと思います。

では2番目ですが、フィリピンの南北通勤線事業、ドラフトファイナルの段階で主査を田辺委員にお願いしております。ご説明をお願いいたします。

○田辺委員 フィリピン南北通勤線事業の補足準備調査のドラフトファイナルレポートに対する助言案ということで、マロロスとツツバン間に通勤線を作る事業です。

全体18項目あり、全体事項としてはまず2点あり、結論と提言の充実ということと、それから土地利用の対策の記載の充実ということがあります。

環境配慮に関しましては6点ありまして、項目だけ申し上げますと、湿地に対するオ

フセット、液状対策、環境管理計画、地元の地域開発計画との整合性、洪水、水汚染、土壌汚染に関するモニタリング、排水し尿処理のモニタリング、駅舎等からのごみ廃棄物のモニタリングといった項目に関する記載をきちんとするというのを助言に入れています。

社会配慮に関しましては7点ありまして、これも項目を申し上げますと住民移転計画に関する外部モニタリングの方法について、Vendorの移転先の選定の方針、苦情処理メカニズムの住民参加、ニーズ調査結果の記載方法の統一、住民の移転サイトに関するニーズとそれから現実の計画とのギャップの記載について。14番は移転サイトの公共交通機関の整備状況。15番に関しましては、市場とか学校、診療所等の移転サイトにおけるこれらの整備状況についてです。

ステークホルダー協議・情報公開については2点ありまして、Local Inter-Agency Committeeの連絡会議における情報共有や統一化等を図ること、ステークホルダー協議の開催と意見の反映について。

その他に関しましては1点ありまして、財務分析と経済分析について最新のデータに基づいた必要な見直しを行うということです。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、今の点について何かお気づきの点がありますでしょうか。原嶋委員、どうぞ。

○原嶋委員 一つ、湿地に対するオフセットというのは何か代償措置等を指している、何かそういうことを指していらっしゃるのか、ちょっとその内容を教えていただきたいのと、あと、ちょっと細かな点で、6番で対策をモニタリングするのか、汚染状況をモニタリングするのか、ちょっと明確ではなかったのと、14番、15番で移転サイト、移転先、移転地という言葉がバラバラに使われているのですけれども、多分どこかで統一できるのだらうと思うので、もし差支えなければ考えていただきたいと。その3点。

○村山委員長 オフセットについては私のほうからコメントを出させていただいています。計画の中にオフセットを行うということが書かれているのですが、具体的な内容が明記されていなかったの、こういうコメントをしたということです。ここについては今後検討して最終報告書の中には、できる限り記載をしていただくということになっています。

○原嶋委員 これはファイナルレポートですよね、この段階では。例えば極端に言えば埋めてどこかビオトープを作るとかなんかどういことを指しているのかわかりませんが、スコーピングの段階では何となくこの程度でもわかるような気がするのですけれども。ちょっと規模にもよりますし内容にもよるのですけれども、ちょっとこの段階でこれですとちょっとやや甘いような感じがするのですけれども。

○渡辺 今の原嶋委員ご指摘の点につきましては、この助言案が確定したという前提

でこの後行われる予定の、環境レビュー段階における報告のほうの資料にオフセットの現状把握している内容が記載されておりますので、その際にご説明差し上げたいと思います。

○田辺委員 6番ですね、実は6、7、8と同様の書き方になっていて、基本的には対策に関するモニタリングという書かれ方が6、7、8と続いているのですが。ごめんなさい、ご提案としてはどのような。

○原嶋委員 対策をモニタリングするのか、そのクオリティの変化そのものをモニタリングするのか、多分両方だろうとは思いますが。

○田辺委員 両方だというふうに。

○原嶋委員 両方ですか。それが全体として理解できれば。

○田辺委員 文言としてあれでしょうか、何かこのまま。

よろしいですか。はい。

すみません、あと住民移転サイト、移転地、移転先となっているところは、住民移転サイトという書き方が多いかなと思いますので、住民移転サイトということで。10番と12番を変えればよろしいですかね。

○原嶋委員 移転サイトだと移転するもとのほうを指しているようにとらえる感じがします。それはちょっと。

○田辺委員 移転先ということで統一しましょうか、では。そうしたら、12番、13番、14番を移転先に変更するということ。

○村山委員長 では、今の点は変更ということ。

そのほかいかがでしょうか。米田委員、どうぞ。

○米田委員 すみません、いつものマイナーな点ですが、16番のLIAC、Local Inter-Agency Committeeというのを括弧に入れて書き下していただければと。

○田辺委員 すみません、ではこちらをLocal Inter-Agency Committee (LIAC) というふうに変更していただければ。

○村山委員長 よろしいでしょうか。では、ここは正式名称を追加するということですね。

そのほかいかがでしょう。よろしいでしょうか。

では、今の点、若干修正した上で確定ということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。フィリピンのマストランジット建設事業で、こちらドラフトファイナルの段階です。主査を早瀬委員にお願いしております。ご説明よろしくお願いします。

○早瀬委員 それでは、フィリピン国ビジネス中心地区マストランジット建設事業（協力準備調査）ドラフトファイナルレポートに対する助言案。資料をご覧ください。

WGは石田委員、清水谷委員、谷本委員、長谷川委員、早瀬、それと松本委員であ

りました。

本事業もフィリピンの交通関係なのですが、首都圏のビジネス中心地区で公共輸送機関の整備を進めるということでありまして、環境的には歓迎すべき事業だというふうに思っておりますが、課題はWGで主として議論の中心になりましたのは、人口密集地に新たに事業を行うわけですから、その社会的な影響と言いますか移転等に対する影響、それと事業選定のプロセスがございまして、8個の事業候補から一つへ絞り込むというところで、絞り込み方法についてのその評価の方法について主として議論がありました。

それでは、具体的に内容について説明したいと思います。全体事項の1ですが、気候変動への影響、これ申しわけありません、ちょっと個人的な事情で文言等チェックするのが今日でないとできなかったものですから、ちょっと訂正させていただきたいのですが、ここは気候変動への貢献という言葉に変えさせてください。それと、表番号が表4.1.1、4.2.1、4.2.2というふうに、4.1、4.2、4.3の表番号も変更させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

2に移りますけれども、2はこれは途上国の交通インフラの場合には共通なのですが、整備することによって環境への負荷は軽減されるというのですが、一方では需要がまた増加するというふうないちごっこになっております。そういうことも考慮に入れた上で、交通インフラ開発の検証と今後に向けた対応策についても検討してくださいということでもあります。

3番が、先ほど申し上げましたが、代替案の検討の部分でありまして、候補地点がそもそも11地点想定されておりまして、そのうち8地点から一つを選び出すということで、その評価がされておりまして、最終的に中心地点1ヵ所に絞られたわけです。その際の絞り込みの方法、評価方法について意見があります。代替案の検討において、選択の合理的かつ透明なプロセスの保証がなされるようにということで、透明性あるいは説得性というところで不十分かなということで、そこをさらに十分な形にしてほしいということで●が7点ありますけれども、このような7点で意見があります。

選択基準の重みづけの方針と根拠、スケールの統一、何々の有無の評価におけるスケールごとの基準の明確化、経済的側面における費用対効果の観点からの比較、経済的側面における選択基準の数値の見直し。それと、各分野で三つの基準が設定されているのですが、5分野のうちの二つの分野、政策全体、それとプロジェクトの実施と管理能力、この二つの分野において基準が重なる部分があるということで、その重複の回避についての検討。最後に絞り込み手法としての多段階的手法導入の検討ということでもあります。

さらに、絞り込まれた一つのプロジェクトについて、一つの地点につきまして三つのオプションについてオールターナティブについて検討されているのですけれども、その際にマイナス要因についてどのように考慮したのかということを記載してください

いということでもあります。

スコーピング・マトリックスに移りますけれども、ほとんど住民移転あるいは社会的影響に関することです。5番は、住民移転は発生しないとの表記が少し矛盾しています。6番は、店舗を構えていない売り子の実態と配慮の必要性・具体策について記載すること。

社会配慮に移りますけれども、生計に及ぼす影響、ジープニー、トライシクル営業者の生計に及ぼす影響について記述すること。それと、用地取得・住民移転方針において、補償が限定されることのないように、すべて必要な人に補償が確保されること。ドラフトファイナルレポートとRAPの貧困層のデータに矛盾があるので、それを統一すること。これは貧困ラインに関する記述でした。そして、移転前後の賃料の差額を補てんする期間を記載すること。露天商の収入損失に対する補償内容と受給権利者について整理し直して記述すること。それと、仮移転及び再移転後の露天商の生計変化をモニタリングする。ということで、1年後にモニタリングをするというような記述であったと思いますが、必要な場合には1年以内であっても支援策を実施する旨記載すること。

ステークホルダー協議・情報公開に移りますが、住民移転を含めたモニタリングの結果をできるだけ公開するように働きかけること。それと、公用語であるフィリピン語でも移転計画を作成するように働きかけること。そして15番ですけれども、影響を受ける人たちへの合意形成をさらに慎重に行うこと。16番ですが、仮移転地の候補にほぼ合意している主体を明記すること。

最後、その他ですけれども、複数の影響予測についての評価表が存在しておりまして、それらについての関係の説明が不十分でありましたので、その整合性をわかりやすく記述することということでもあります。18番は、モニタリング期間について言及すること。19番は、供用後の維持管理体制につきまして、これについても記載すること。20番は先ほどの案件と同様ですけれども、可能な場合は経済評価を付すといったガイドラインの原則にどのように対応したかについて記載すること。

以上でございました。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。

1番について若干修正が入ることなのですが、表のこの三つは具体的にはどういうものでしょうか。

○早瀬委員 これは8つのプロジェクトについてそれぞれ評価をするということで、評価項目の中に気候変動への貢献という項目が入っておりまして、ですからその評価の方針を示す表が表4.1.1でありまして、評価の結果を示した表が表4.2.1と表4.2.2ということでもあります。だから、3カ所出てくるのですけれども、表の指摘していることは同じことを指摘していると。

○村山委員長 ワーキングの資料が公開をされていないので、こういう表の数字を書かれた場合にほかの方が一体何だというふうに思われる可能性があり、できれば具体的な内容を示していただいたほうがいいと思います。

○早瀬委員 そうですね。この評価項目としてだけ書いてもわかるような気がするのですけれども。別に表の番号は書かなくてもわかる。

○村山委員長 もしそういう形で可能であればそういう形のほうがいいかなと思います。

○早瀬委員 それでは確実にわかるように追って検討して、そこは任せていただけたらと思います。

○村山委員長 わかりました。

では、ほかの点いかがでしょうか。原嶋委員、どうぞ。

○原嶋委員 細かな点で、6番の売り子という言葉ですよね。露天商という言葉もありますけれども、微妙に違うのかもしれませんが。売り子という言葉がこういう文章で使っているのかどうかちょっと私わからないのですけれども、もっと違う言葉のほうがいいかもしれないという気がします。

もう1点は、8番の内容で移転を必要とする人への補償が限定されないというのは、これはその補償額の問題を指しているのか、あるいは補償を受ける範囲を指しているのかちょっとニュアンスとして、ざっくりとは理解できるのですけれども、具体的にはどういう問題を懸念されているのかちょっと理解しにくいのですけれども。

○松本委員 6番については売り子かなというか、ほかに何か、店舗を構えていないものの売りの人を、ではもの売りですかね。売り子のほうがいいかなと思ったのですが、もの売りですかね。

○若林 担当課長、東南アジア第五課の若林と申します。

ここで売り子と言いますのは交差点とかで車が止まったときにタバコとかあいうのを抱えて持って売りに来る人たちということですので、ちょっと適切な言葉がどれかというのはわからないところがあるのですけれども。

○松本委員 何かありますか、ほかに。

○原嶋委員 特に私も、売り子、何かちょっと言葉として。別に差支えなければいいです。

○松本委員 もの売りのほうがやや嫌かなと思って。確かに子どもじゃないのに売り子も変かなとかいろいろ思わないでもないのですが、もしよい言葉があったら。

それで、8番は実を言うとちょっと失念をしまして、何だったかなとちょっと思っていて。かなり細かく書いたのですけれども、最後短くしたんですよね。JICAのほうに直す前の文章ありますか。

○若林 もしよろしければ、とりあえず口頭でいただいていたご質問を読み上げますけれども。松本委員からは、資産の一部を失っても残りの資産で生計を維持できるの

であれば、移転として扱わないという表現ぶりがドラフトファイナル上ございましたと。移転として扱うとはどういう意味かと。その際失った資産や減じられた生計に対する補償も行わないという意味か、というご質問をいただいております。

○松本委員 思い出しました。結構複雑で、実際にJICAの説明によれば、今回の場合はそういう人は存在しないけれども、住民移転方針の中には書いてあるということでしたので、あえて方針の中で補償を限定するような書きぶりはしないようにということでそこに書いてあります。

○篠田 補足しますと、今松本委員がご指摘いただいたとおり、事前の文書、配布した事前配布資料の中に今のような表現が入っていて、移転として扱うとかそういうちょっとわかりづらい言葉が入っていたと。これは補償方針の一部のようなところで、先方実施機関が適用している方針の中でこのような言葉が入っていたのですが、結論から言うと非常にわかりづらい言葉、かつ解釈がしづらい言葉であり、かつそれを適用されるPAPsの人はいないという状況でしたので、松本委員にはその旨、あとWGの皆さんにはご説明して、このような表現は削除をするということと、あとはその松本委員のご懸念である、ある一部の人については補償が限定されるとかそういったことが懸念されるような表現でもあるので、そういったことが実際起こらないようにしましょうということで、ご助言をいただいたということでございます。

そういう意味では背景がものすごくある中でこの1文にしてしまったので、今、初見で見られた方にはわかりづらい表現だったかもしれませんが、そういった趣旨だということでご理解いただければと思います。

○村山委員長 特によろしければ文言の修正は必要ないという理解でよろしいですか。

○原嶋委員 もっとわかりやすく言えば、移転による補償が不当に制限されないというようなこと、そういう趣旨ですね、要は。そういう趣旨だと思いますので、これによれば結構だと思います。

○村山委員長 今の趣旨も含まれているという理解でよろしいですか。では、そのほかいかがでしょうか。大体よろしいですか。

それでは、1点目については早瀬主査のほうで少しご検討いただいて、最終的にはメール審議で確定いただければと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、四つ目のほうに移らせていただきます。インドの火力発電所の建設事業で、スコーピング案の段階です。こちらについては石田委員に主査をお願いしておりますので、ご説明お願いいたします。

○石田委員 本案件は、4月24日に私、作本委員、清水谷委員、鋤柄委員、田辺委員、日比委員の計6名でWGを行いました。

最初に申し上げておきたいのですが、助言案がかなり多いのですね。久しぶりにこんなに多いと私も思いました。多くなった一つの理由は、事前のコメントが合計110を

超えていました。久しぶりにとっても多かったんですね。ということがかなり影響して、ご覧になられている日時のところを見ていただくと、主査の下手な司会が影響もしたということもありますし、質問数が多かったということもあって、1時間オーバーして18時までかかってしまいました。

では、内容に入ります。本案件は、インド北東部のビハール州のバラウニ火力発電所という既存の発電施設、エリアがあるんですね。そこに新たに、ここは石炭の発電所なのですけども、超臨界という方法で、要するに燃焼効率のいいような方法で、もう少し発電施設を増やしたいということでこの事業の調査が始まっています。

それは、背景としてはエネルギー消費が増加を続けていて、世界第4位の大量消費国であると。この種の中でも全然足りなくてディーゼル発電なんかを民間も使いながらやっているのだから至急、緊急の案件であることは確かなんですね。そういうことで既存の幾つかの発電施設がある中で、さらに同じ敷地の中であと少し増やそうと。しかもそれを新しい方式で、超臨界でやろうというのがこの事業のアイデアだったと思います。

ところが、同じ敷地とは言いながら、近隣はガンジス川という大きな川が流れていて、その近くには集落だとか、あと保護地区に準ずるものもあるということ。それから、石炭の燃やす燃やし方、発電の仕方も超臨界というふうに変えているので、これの是非をめぐっての議論にもかなりなりました。そういうふうに通常ですと同じ敷地内で追加的に発電所を増やす場合には、そんなには議論にならないのかもしれませんが、本ケースの場合には今申し上げたようになりかなり議論する項目も多かったものですから、110の質問のうち絞り込んで35というところになりました。では、かなり長いのでかいつまんで説明をさせていただきます。

まず、全体事項でもかなり時間を費やしました。その結果残ってきたのが、まずはビハール州というローカルなエリアと、そしてインド国全体のいわゆるマスタープランとか中長期計画の記述をもう少し増やしてくださいということですね。それが1番。これは13年から17年の5年間で倍増すると想定されている記述があったのですが、要因が書かれていませんでした。ですので書いてくださいと。

それから次が、発電所設備の方式、超臨界、650MW級の超臨界圧以上の火力発電施設という技術を導入するその必要性について、DFRになぜそういうものが必要なのかということを需要と供給からきちんと書いていただきたいという助言です。

3番目が、中長期にわたる需要計画と需給ギャップについて書きましょうと。

4番目が、No.4とNo.5というのは既存のユニットなのですね。既存の発電所の修復と延命が、これは既に停止しているのです、現在の状況では。これが環境問題によって実施できなかった背景につき、確認して記述をしてくださいと。1から7までのユニットが現在稼働中でして、そのうち1から5までは止まっています。ですので6と7が動いているんですね。8と9が建設中なのです。そのあたりの事情をきちんと書いていた

だきたいと。

5番は、送電線事業はもう皆様御存じのように、不可分一体の事業であるということなのですが、そのことについて確認することと、それから灰捨場についてもこれは使用した灰を保存するところですので、その件についても本体事業の一部であることを明記していただきたいということですね。

それから、送電線に関しては討議した段階では、事前資料いただいた4月24日の段階ではまだ送電線のルートが決まっていない、概要のみであってこれから詳細が決まるということでしたので、それについては決まった段階でルート検討を説明してDFRに記述をしてくださいということですので、私たち送電線に関しては議論はできていません。というよりもできないのですね。

7番、こちらは住民移転に関する国家政策について、これについても政策のレベルから法的拘束力を有するものではない、参考として用いられると記述する場合には、事前に法的拘束力の有無を十分に調査してください。私の記憶する限りにおいて、法律との関係で整合性をきちんととっていただきたいということを、具体的に作本委員からこのような助言が提出されました。

さらに、8番目は、メール審議のときに少し議論をした点なのですね。当日のワーキングのときには明示的には提示されなかったのですが、議論の中では端々に出てきたことなので、新規というふうに日比委員が新たに設けられておりますが、議論はなされています。ただ、当日助言として文章化しなかったということで新規ということに。石炭発電ですので大規模な排出源ということなので、やはりインド国側の気候変動対策やそれに対する我が国の緩和策の支援についての概要を調査して、できる範囲においてDFRに記述していただきたいという助言です。

そのあたりが全体事項で。

次に代替案の検討ですね。代替案の検討については、エネルギー源について2種類に限った理由を書いてくださいというのが9番です。

それから、10番については田辺委員から世界の潮流も紹介されて、世界銀行が実施している方法を参考にして発電オプションについて比較検討をしてコスト比較を行ってくださいというそういう助言ですね。

それから、今建設中の8番、9番が運転開始されるとSO₂やPM10の最大着地濃度が世界基準、WHO基準のガイドライン値を超過するだろうと推定されていますので、これまでの累積的影響を考慮して、No.10、今から当該事業で建設するものですね、10の設置場所の代替案を検討して、必要があれば最適案を変更してくださいということですよ。

それから、12番は緩和プロジェクトとしてのベースラインを設定するときには、最も保守的なベースラインシナリオを検討し、根拠を明確にした上で発電容量をそろえて比較すること。申しわけありません、主査はこのあたり全く詳しくないので、あと

質問が出たら田辺委員や日比委員、お願いします。

あと、スコーピング・マトリックスですね。スコーピング・マトリックスでは、現在建設中のものがありますので、発電施設地全体としてバラウニ火力発電施設、バラウニ火力発電場所全体としての累積的影響を考慮してくださいと。つまり、No.10、新しく作るものだけでスコーピングをしないでくださいという助言ですね。

それから、14、15は灰捨場です。まず15番は、現在気候変動が世界的にも大きく取り上げられていますし、私たち委員としても関心があるところですので、灰捨場の影響評価を行う際には、今後ひょっとしたら増えるかもしれない、それは増えるか増えないかわかりませんが、増えるかもしれないような地すべりだとかいわゆる温度差だとか、降雨量の変化だというものを配慮に入れて灰捨場の影響評価を行ってくださいという助言です。

それから、灰捨場における地すべりとの事故防止策を書いてくださいと、15番です。

さらに16番は、スコーピングの結果貧困層へのプラスの影響がここでは雇用機会が増加するとありますけれども、よくこういう事業でありますように、発電所の地元雇用は限定的であり、それから識字率が低い場合には採用されない、または採用されてもそんなに効果的な職に就ける場合が低いと考えられることから、B+/B-からCに変更してくださいという助言です。

さらに17番、越境の影響及び気候変動の供用時の影響においては、車両の増加や工場の操業により、CO₂等の温室効果ガスが増加することが想定されると記述されていました。そこに発電所を含めてくださいと。それから、石炭火力の場合、CO₂排出量を見込んでB-かA-評価に変えてくださいということですね。

18番は、先ほど出ましたが、送電線はまだルート等代替案が出てきていない段階ですので、送電線は不可分一体ですから、対象サイト、ルート等が選定された段階で先方インド国側にスコーピング評価を行うように申し入れてくださいという助言です。

すみません、あと半分ですね。

次に環境配慮です。環境配慮、最初は灰処分場。灰処分場でやはり懸念されることは、いろいろな気候変動なり気象状況によって周りへの汚染源になるのではないかと、ということが懸念されていまして、周辺に、これ周辺は広々とした農地、そしてガンジス川という大きな河川、それから湿地がありますので、そういうところに汚染源とならないようにDFRに記述をしてくださいと。

それから、発電所No.6からNo.9、いわゆるこれは現在稼働中ないしは今建設中でこれから動くものですが、その大気排出を考慮した累積的な影響を加えてIFC基準を参照するかどうかを慎重に検討してください。

21番、対象地域周辺のPM2.5の現況値をDFRに書きましょう。

それから、22番、複合的な汚染の発生が懸念されるので、地域に個別プロジェクトの排出基準値を達成するだけでなく、地域全体を含めた汚染対策を検討してください

いと。

それから、近くに河川があって、かつその近くには保護区もありましたので、生態系の調査においては相手国の、インドですから多様な宗教観や生態系観が予想されますので、宗教観や生態系観を加味した上で調査を行ってください。

24番は地下水ですね。地下水を採取し分析して、環境基準と飲み水としての基準の両方から評価してくださいと。さらに、重大な汚染が出る場合には対策案も含めてくださいと。

25番、この周辺は農地が広がっているのですが、近くには先ほど来申し上げているように河川及び湿地帯、湿地帯は重要生物多様性地域（KBA）として特定されている湿地帯もありますので、そういうところまでも含めて、陸域だけでなく河川、湿地帯も含めてくださいと。

26番、ガンジス川から取水を行いますので、パール発電所という周辺の事業計画も含めて累積的影響を考慮していただきたい。

それから、めくっていただいて27番ですね。洪水の話もかなり議論になりました。27番は洪水です。洪水リスクの対策として、まずはこの地域の過去の履歴をきっちり調べてください。その結果から想定されるリスクを建設が計画されているNo.8、No.9の堤防デザインに反映してください。洪水をどうやって防いでいるかというと、この地域ガンジス川があふれ出るとある程度浸水するのですね。それを発電施設があるバラウニ火力発電所というところにいわゆる高い壁を作って止めているのですね。それを過小評価しないように、つまり過去の洪水の履歴を調査して、そのリスクをきちんと計算した上で、今建設中のNo.8、9のデザインに高さだとか強度だとかに反映をして、そのことについてもDFRに言及してくださいということですね。

土壤汚染対策に対して、飲料水に関してはかなりいろいろな調査を行うという記述が事前に私たち資料あったのですが、土壤汚染対策に関しては多くのことが見られなかったもので、もしインド国において基準が存在しない場合には、国際的な基準を使って土壤汚染の評価を行ってください。飲料水については岩盤を抜けてきたもの、恐らくきれいなものが測定されるというバイアスがかかっているだけの可能性もありますので、やはり土壤についての汚染についても検査をしてくださいということですね。

それから、既にずっと発電所が動いてきたわけですので、現状、つまり古い灰捨て場があるのですね。そこが対策をとっているかとっていないかはそれほど、これから調査をきちんとなさるわけですが、その古い灰捨て場に起因する土壤汚染などや、それから発がん性物質の存在の可能性を化学分析によって明らかにして書いてくださいと。それから、重大な汚染が調査の結果予想される場合には、その対策もあわせて記述をお願いいたしますということです。

あと残り2項目です。社会配慮。コミュニティの開発利益への裨益方法についても書かれた部分があったのですが、それを今少し具体的かつ継続的に実施可能な方法にな

るように検討してくださいという助言です。

それから、これガンジス川のそばなのですけれども、漁業については確かないというような記述か、わからないというところだったかもしれません。人が住んでいれば結構細々と採取活動したり、何かしらの漁業をやっているケースが多いので、それについても調査をしてくださいというお願いです。

それから、地下水を常時飲用しているであろう地域の住民に対して、健康状態に関するヒアリングを行って調査結果を記述してください。

最後にステークホルダー協議・情報公開です。こちらのいただいた文章にはステークホルダー協議の計画そのものが、割と簡潔に書かれすぎていたような気がしましたので、日比委員や私のほうからステークホルダー協議の目的、日時、参加者と属性、協議の内容、主な質問などの詳細を書いてくださいということでした。

それから、あと二つ。灰捨場及び取水関連施設に係る土地取得に伴って実施された住民協議の議事録を確認し、その概要をDFRに記述してください。

それから最後は、近くは農地ですからガンジス川からの取水によって影響を受けるかもしれない農民の十分な参加をステークホルダー協議において確保してください、担保してくださいというお願いです。

以上、長くなりましたけれども、合計35助言です。以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

では、文言訂正があるということです。

○作本副委員長 申しわけありません、私も事前に注意していればよかったのですが。30番のところなのですが、何度もさっきから読み直しているのですけれども、コミュニティの開発利益への裨益方法ではなくて、コミュニティへの開発利益の裨益方法ということで、開発利益というのはこの電力そういうものが作り出せることということで、コミュニティへの開発利益の裨益方法ということで、ちょっと1文改めさせていたなければありがたいと思います。

○村山委員長 ほかの点いかがでしょうか。松下委員。

○松下委員 どうもご説明ありがとうございました。大変熱心に議論されてまとめられたという成果がよくうかがえました。

それで幾つか確認させていただきたいのですが、一つは12番の緩和プロジェクトとしてベースラインを設定する際とありますが、このプロジェクトはそもそも緩和プロジェクトとして考えられているのかどうか、それが一つです。

それからもう一つは20番ですが、20番で発電所からの大気排出を考慮した累積的影響評価を云々とありますが、IFC基準を参照するかどうかを慎重に検討することとありますが、これは文章がわかりにくくて、慎重に検討してどうするのかという。趣旨としては参照すべきと言っているのか、あるいは慎重にすべきと言っているのか、その趣旨を説明していただければと思います。

それから、22番ですが、複合汚染の発生が懸念されているということで、排出基準値の達成だけでなく、地域に立った汚染対策を行うことと、これも気分はわかるのですが、地域に立った汚染対策というのは具体的にこういったことをイメージされているのか、ちょっと補足していただければありがたいです。

以上です。

○石田委員 では、すみませんが、12番から順番にお願いできますか。12番、日比委員、田辺委員。

○田辺委員 JICAからの回答によれば緩和プロジェクトとして想定しているという回答が委員会ではありました。

それから、20番につきましては、IFCの基準は悪化大気地域と非悪化大気地域と分かれていて、それを判断する材料として国の基準であるとかWHOの基準にどの程度、現状の大気が悪いかということ判断した上で、どちらかの基準を適用するという形になっているので、累積的評価の結果があらわれないと断定的にどっちがいいということはいえないので、こういう表現になったという次第です。

○作本副委員長 22番のほうですけれども、複合汚染という言葉を使わせていただいたのですが、この近くに肥料工場あり、あるいはバラウニの製油所があり、あと高速道路が走っているということで、累積的という表現は20番にあるのですけれども、やはり複数の汚染源からの汚染ということが十分考えられます。

この地域に立ったというのは、実は私これを考えるときに総量規制ということをもまず考えたわけでありまして、ですから地域の中で全体の量から逆算していった割り当てるといようなことを考えたんですが、あまりにそれでは制度も踏まえずにかけ離れているということで、地域に立った、彼らの土着度も含めて伝統的な方法も含めての汚染対策を講じるということで範囲を広くさせていただいております。

○村山委員長 それでは、ほか。米田委員。

○米田委員 二つあります。一つが27番で、No.8、No.9を囲む堤防のデザインに反映しというところがあるのですが、このNo.8、No.9がこの事業の対象であるのかどうかという、つまりこの事業に対する助言としてこうなさいと言える相手なのかどうかということが1点です。

もう一つは19番で、灰処分場という言葉があるのですが、これはほかの助言の灰捨て場と同じものなのかどうかというところを教えてください。

○石田委員 27番、すみません、JICA事務局、ちょっと助けてほしいのですけれども。No.8、9の堤防のデザインを議論した記憶はあるのですけれども、図を見せてもらいながら。これ事業の対象。

○岩田 対象にはならないです。

○石田委員 対象にはならないですね。何で議論したのでしょうか。

○清水谷委員 洪水を……

- 石田委員 洪水を防ぐという意味で。
- 鋤柄委員 堤防の中に今回作る。堤防の中にこのNo.10を。
- 清水谷委員 No.10はそのNo.8、No.9の堤防の中に作られるので。
- 石田委員 すみません、主査はちゃんと把握してなかったのですが。No.8、9の堤防の中に、そうですね、No.10を作るということなので、No.8、9のこの既存の堤防が非常に重要になってくると。
- 米田委員 すみません、その堤防のデザインあるいは工事もこの事業の対象ということになるのでしょうか。No.10を作るためにそこも改良するということが事業の中に入ってくるということなのでしょうか。
- 石田委員 JICAさんのほうで8、9の堤防が写っている図をちょっと見せていただければ一番わかりやすいのかと思うのですけれども、もしすぐ出てくるようであればお願いします。
- 岩井 このときの議論ですけれども、先ほどご説明申し上げたとおり、現時点においてこのNo.8、No.9の堤防というものは我々の円借款の事業のスコープにはなっていないというご説明を当時WGの中でもさせていただきました。ただ、委員のほうからのご指摘としまして、過去この地域で起こった洪水の履歴を調査して、このNo.8、No.9の中に新たに作るNo.10が、その洪水の履歴を踏まえた上で、既存の堤防で足りるのかどうかといったところも含めてしっかりと検討してほしいというご指摘をいただきましたので、それを踏まえて我々も、仮に履歴を調査した結果この既存の堤防で耐えられないということであれば、改めてそこは本事業のスコープに入れるかどうかも含めて再検討しなければいけないということと認識しております。
- 石田委員 ありがとうございます。
- 米田委員 すみません、それであれば少し表現を変えたほうがよろしいのではないかと思ったのですが。
- 石田委員 今説明をしていただいた説明的な箇所を少し増やすということですね。
- 米田委員 そうですね、デザインに反映しという助言ではなく、検討しとか、そういうことを相手国側に助言しとか提言しとか、そういうような内容になるのかなとちょっと思った次第です。
- 石田委員 デザインの検討を行いということだし、あとはNo.8、9の堤防の中にNo.10が建設されるということも入れたほうがわかりやすいでしょうか。
- 米田委員 そうですね。
- 石田委員 はい、わかりました。では、その点清水谷委員、またお願いできますでしょうか。ありがとうございます。
- 米田委員 もう1点、19番は。灰処理場と灰捨場。
- 鋤柄委員 これは灰捨場が正しいですね。何か灰を処理しているということではなくて、そこへ積み上げるということですので。処分場と言うとちょっとニュアンスが

変わってしまっ。

○米田委員 わかりました。同じものという理解で。

○鋤柄委員 同じものです。

○米田委員 では、言葉を統一していただければと思います。

○鋤柄委員 19番のところの灰処分場を灰捨場というふうに変更していただければ、すみません。

○村山委員長 ほか、塩田委員。

○塩田委員 ちょっと的外れだったら申しわけないのですが、34番に灰捨場の土地取得と書かれているので、既存の火力発電所の敷地外にその灰捨場を建設するというのであればその灰はダンプトラックに載せて敷地外へ出ていくのだろうと思うのですが。そうすると、当然ダンプトラックの振動・騒音とか粉塵だとか飛散するわけですから、そのようなことも一応配慮しておいたほうが良いのではないかなとちょっと感じたのですが。

もう一つ、火力発電所からのCO₂とかをいろいろ心配しているということは、燃焼効率の話になってくると思うのですけれども。火力発電所は結構燃焼効率がいいので灰があまり出てこないわけです。そうすると従来の石炭火力発電所の想定であればボイラーによって蒸気タービンが回るわけですが、火力発電所の建屋から実は低いほうの音が発生し、日本でも結構音は問題になっていたわけです。そういうようなものを低減するには、やはりその建屋の防音化をある程度想定して記述しておいたほうが良いのではないかなと実は感じたのですが、いかがでしょうか。

○石田委員 すみません、私はそこはほとんど知識がないので。建屋から発生する防音ですから、それは通常このような超臨界の方式をとった場合もそういう音がかなり出てくると予想されるようなものなのですか。それであれば助言に入れてみたいと思いますけれども。

○塩田委員 実は問題になるのが、建屋内の温熱環境が非常に悪くなるわけです。そうすると温熱環境を保全するために建屋壁面に窓をつけることになります。その結果、空気の排出入の開口部ができるわけですから、そういうような部分も考慮するという事で、最近はそのようなことをなくすために壁つきのサイレンサーをつけたり、結構面密度の高いコンクリートの壁面にしたり、いろいろ対策しながらそういう問題をクリアしてきています。

ですから、日本の最新の石炭火力のものを想定しているのであれば別に問題ないと思いますが、そうではなくて従来の方法で建築していくとやはり同じような問題が発生する可能性は十分にあると思います。

○石田委員 すみません、そうすると、この後JICAにもお聞きしますが、文言としてはこんな感じですか、操業中に建屋から発生する騒音について調査を行うこと、必要に応じて緩和策を講じる。

○塩田委員 ええ、それでもよろしい。

○石田委員 文言としてはこんなふうになるのですが、JICA事務局、いかがでしょうか。

○岩井 今画面に出ささせていただきましたけれども、騒音・振動というところでこちら供用時ということで、操業に伴う騒音についてはインドの環境基準及びIFCガイドラインを満たすよう留意する必要があるという、ちょっと一般的な表現ではありますけれども、この中でいただいたご指摘も含めて検討するようにしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

○石田委員 今そこはラインマーカー引いているのは助言に入っているのですか。

○岩井 スコーピングの中にもととの資料として入っているものです。

○石田委員 B-なんですね。だから、緩和策は考える対象なわけですね。

塩田委員、いかがですか。一応考慮はああいうふうにはされているようですねけれども。

○塩田委員 文章で書かれているとどの程度のことを想定しているかわかりません。海外でよく発生しております。だから、JICAがそのようなものを建築するときに、そこに書いてある程度のもので実施するのか、例えば日本で横浜にある磯子の東京電力の火力発電所のようなものを想定して建築するかでは大分違ってくると思いますが。そこら辺をちょっと心配したので発言しました。

○岩井 ありがとうございます。日本の場合は日本の環境基準ということで、こちらについてはここに書いてあるとおり、インドの基準及びIFC、国際的な基準にのっとった形で配慮をするということで考えております。必要があれば当然対策も講じていきたいというふうに考えております。

○石田委員 すみません、騒音については私は全く知識がないので何も技術的インプットはできないのですが、例えば助言として起こすのであれば可能だと思います。操業中に建屋から発生する騒音については日本での優良事例を参考にしつつ調査を行い、必要に応じて緩和策を講じることという助言を立てることは可能だと思うのですね。

WGに参加された委員の方々に、何かご意見あればぜひ伺いたいところなのですねけれども。

○村山委員長 もちろん可能ではあると思うのですが、騒音・振動については恐らく前提として予測評価の対象になっていると思います。スコーピング段階ですからその結果を見てから、ドラフトファイナルの段階でもしコメントがあれば追加するという形でいかがでしょう。

よろしいですか。

はい。では、そういう形で、特に助言案として今回は追加しないということによりよろしいでしょうか。

それでは、先ほどの27番の文言について検討いただいて、ほかいかがでしょうか。

○平山委員 8番ですけれども、緩和策等について調査を行い、概況をDFRに記述することというふうに書いてあるのですが、気候変動の観点から考えると、いくら超臨界圧のものであるとしても、石炭火力発電所を作ることについては、JICAの見識が問われるのではないかとということをし、私二度か三度かWG等でも発言した記憶があるのですが、ここの第8番はその見識を書けというのではなくて、今から調査を行ってその概況をDFRに書けというそういう言い方になっている。議論の順序が、話の出発点が逆になっているのではないか。これがクリアされているからこの石炭火力発電所をやっても大丈夫なのだとということをし、しっかり書けというのが本来の姿ではないのかと思うのですけれども。私これ何度も発言したのですけれども、なかなかうまく理解していただけなかったので、重ねて発言させていただきます。

○村山委員長 例えば緩和支援策について整理し、記述するというふうにすればよろしいですか。改めて調査する必要はないので、そういう趣旨で。

○平山委員 調査した後これをやるのではないかとということなのです。

○村山委員長 日比委員。

○日比委員 ありがとうございます。このポイントですけれども、思いと言いますか、平山委員と全然違うのです。ただ、この調査自体は進んでいくことになると思いますので、どのように調査の中でそれをとらえて認識していただいていくか、まさに平山委員がおっしゃったような内容をいかに前向きに表現しようかと考えた結果がこうなっているのですけれども。ですので、その平山委員のおっしゃっていることには全く異議はないのですけれども、どういう文言がいいのかというのは今すぐにはピンとこないのですけれども。

○村山委員長 どうでしょうか、かなり時間が過ぎてしまっていますので、今の点も含めてメール審議でお願いしてよろしいでしょうか。委員からいただいたご意見の趣旨は伝わっていると思いますので。趣旨が生きるような修文をお願いするというところでよろしいですか。

○日比委員 はい、わかりました。

○村山委員長 では、8番と27番については追加で修文をしていただくということでお願いをいたします。

30番、これはもう先ほど修正しましたね。

はい、ではよろしいでしょうか。

では、4番目の今の助言案については追加でメール審議をお願いいたします。よろしくをお願いします。

ではあと今日は三つありますのでよろしくお願いいたします。

5番目が、環境レビューの結果報告ということで、インドの灌漑事業に関するものです。では、準備ができましたらご報告をお願いします。

○岩井 簡単に全部いただいている12項目についてそれぞれ概要をご紹介させていた

できます。

まず1点目の助言でございますけれども、EIAの中でNo population will be displacedと書かれているが、実際には138世帯発生するということです、これはEIAの記述の修正をするというご助言に対しまして、これは助言どおり修正をしているということで合意してございます。

2点目でございますけれども、将来的な地域の発展も考慮した上でService Roadというものを新たに建設するのですが、そこに対する大気汚染、動物の交通事故の影響を予測し対策を講じるという助言に対しまして、こちらについても対策を講じてございます。まず1点目は、道路の通過交通に関しましては適切な標識を設置するということに加えて、この地域実際一般の生活用道路ではなくてメンテナンス用のいわゆる関係者用の道路でございますので、極めて交通量が制限されるということも含めて衝突事故であったり、大気汚染の影響は極めて小さいというふうに想定をしてございます。

3点目、ゾウに対する対策でございますけれども、他のインドの国内の事例あるいはスリランカの事例で適切な効果を発揮しているということが確認されております、こちらの仕様にございますような形の電気柵を今回も導入したいというふうに考えてございます。

4点目でございますけれども、同じくアジアゾウの生態調査について適切にモニタリング、緩和策の見直しを行うというご指摘につきましても、こちら森林局を通じまして定期的にセンサス調査を実施しておりまして、現時点においては特段大きな影響はないということで確認してございますが、今後発生し得る影響というものも含めて適切な緩和策をとるということについて実施機関と合意してございます。

5点目、肥料、農薬といったものの適切な使用についてのトレーニングを行いモニタリングするということについても、実施機関とその旨合意してございます。

6点目、野生生物の管理計画についてその費用分担と進捗状況の確認をするということにつきましては、既に実施機関のほうから適切な形で予算が担当部局である森林局にわたっておりまして、こちらに記載のとおりさまざまな施設が今現在建設されているということを確認してございます。

裏に移りまして7点目でございますけれども、GHG排出の緩和・最小化策についてございますが、こちらにつきましてはCO₂の吸収量増加であったり、あるいはメタンの発生の増加抑制といったことが想定し得ますので、こちらにつきましては環境レビュー方針の中にその旨確認するということをしかりと記載するということにしてございます。

8点目でございますけれども、主要な生息環境である森林といった樹木が保全されるかといったところにつきましては、ご指摘のとおり文言の修正をしてございます。

9点目、外来種を避けるなど適切な配慮をした植樹をするということにつきましても

その旨実施機関と合意してございます。

10点目、フェーズ1の結果を踏まえまして農業残さの処理、リサイクル処理を適切に行うようにしたことにつきましても、そもそもこのオディシャ州については野焼き等を行っておりませんが、農業残さにつきましては適切に再利用、管理する旨実施機関と合意してございます。

11点目、地域住民の貧富の格差が助長されないよう十分配慮するということにつきましても、さまざまな形で生計向上活動を実施するということを確認しておりまして、その旨実施機関と合意してございます。

最後12点目でございますけれども、ステークホルダー協議に関するジェンダーの配慮につきましては、オディシャ州の特別法に基づきましてこちらに書かれておりますとおり33%の女性の参加が義務付けされているということも含めまして、農業技術といったトレーニングとさまざまなプログラムを実施するといったことを環境レビュー方針の中に記載してございます。

以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。今ご報告いただいた点で何かお気づきの点ありますでしょうか。日比委員どうぞ。

○日比委員 ありがとうございます。2点、4番と7番で。4番は、アジアゾウについては79年以降調査が行われているということで、確認ありがとうございます。個体数に大きな増減はないということなのですから、だから事業の重大な影響がないという認識につながるところがよくわからないのでご説明いただければという点が一つ。

それから、7番のCO₂に関してです。特にメタンの発生があり得るということですが、メタンは温暖化係数がCO₂の20倍とか21倍あるので、この植林だけでいいのかというか、事業実施前よりも吸収量が、この表現がちょっとよくわからないのですけれども、読み方によるとむしろ事業をやったほうがCO₂は排出される量が減るのだと、吸収されるので減るのだと読めるのですのですけれども、本当にそういう理解でいいのか、本当にそうなのですかというところです。

○岩田 審査部の岩田です。まず4番のほうのゾウの件なのですけれども、この事業がゾウへの影響があるという点に関しましては、水路を作るがためにゾウの生息地が水路をはさんで北と南に分断されるので、その点影響はないのかというところがご指摘だったと思います。分断されてもちろんElephant Friendly Rampとかは作るのですけれども、ゾウの生息地オディシャ州に幾つかございまして、その中の要所要所でゾウの個体数を確認しておりますので、水路によって分断されたがために例えば一つのゾウの生息地でゾウの数が激減してそこにゾウが住めなくなったというような事実はございません。その点ゾウの生息地が水路によって分断されたという事実はなく、緩和はできているのかと考えております。

まず4番の点につきましてはこういった説明でよろしいでしょうか。

○日比委員 ありがとうございます。結構言い切るには大きな問題かなと。私もゾウの専門でもないですし、この地域の専門でもないのので何とも言えないのですけれども、一般論的に言えば生息地が小さくなれば生存の可能性というのは指数的に下がっていくと思いますので、水路で分断されても減っていないということですから、非常に慎重な、少なくともここで重大な影響はないと言ってしまうのはちょっと配慮が必要かなというふうには。

○岩田 100%影響がないということは言い切れないのですけれども、こういった緩和策を行いましてこれまで特段激減したとかそういった影響はございませんので、現時点では言い切れないのですけれども、引き続き緩和策を行いながらモニタリングを行っていきます。もし今後明らかに本事業をやったがためにゾウの生息地に影響があったというようなことが想定される場合には、適切な緩和策をとっていきたいと考えております。

○日比委員 はい。ぜひ慎重なモニタリング。確か水路等にもパスウェイを作る話も、私の記憶がちょっとあやふやなのですけれども、そのパスウェイが有効だという研究結果もないというような話だと思うので。

○岩田 学術的な結果はないのですけれども、ただ本事業に限ってはここで例えば6番に書いておりますElephant Friendly RampとかElephant Passageでゾウの足跡が確認されておりますので、学術的な結果というわけではないのですけれども、ゾウによって使用されたという形跡は確認されておりますので、その点有効に役立っているのかとは理解しております。

○日比委員 でもそれらの設備をゾウが通ったからOKということにも多分ならないかなと。何頭通ったかということも多分確認そこまでできていないと思いますから。これをやったときも思ったのですけれども、パスウェイがあるから大丈夫であるという前提に立ってのモニタリングとか配慮はちょっと危険かなと。やはり影響が出る可能性があるという前提に立って事業を進めていただきたい。なければならないでそれはもちろんいいことですが、そういう視点に立っていただきたいなと思います。

○岩田 ありがとうございます。

あと7番のメタンのほうなのですから、すみません、定量的にどれくらいの増加と吸収があるかというのはちょっとお示し現状でできません。ただ、メタン発生はもちろんすることはするのですけれども、ただ灌漑農業の手法の一つとして、メタンの発生を抑える農業手法がございますので、そういったことを農民に指導を行うということも考慮しながら、可能な限りメタンの発生を抑えていくことを確認しております。

○日比委員 こもぜひ慎重に。農地からのメタンは非常に排出量の中ではかなり大きな排出源として認識されていますので、慎重にお願いいたします。

○岩田 ありがとうございます。

○村山委員長 そのほかいかがでしょうか。米田委員。

○米田委員 すみません。私はこの案件の詳細をよく知らないのもう既に議論されていることだったら申しわけありませんが。電気柵の話、3番ですね。この事業でもし電気柵を作るということであれば電気柵は作ることよりも維持することのほうが大事なので、効果を出していくためにですね。その維持の体制をきちんと作るというところにも配慮していただきたいなと思いました。以上です。

○岩田 ありがとうございます。

○鋤柄委員 今の点ですけれども、確かこれは電気柵の維持管理のために地元の方を積極的に雇用して地元で回すというような確かそういう記述があったと思うのですね、資料に。米田さんのその質問と関連してなのですからけれども、それについても確認されたということでよろしいのですね。

○岩田 はい、そうです。地元の人に賃金を払って雇用するということまでは恐らく資料には書いていなかったと思いますが、ただメンテナンスは太陽電池につながっておりましてスイッチを入れたり切ったりするだけの基本的にはそういう仕組みですので、そこは現地の住民の人たちに管理は行ってもらうということは確認しております。

○鋤柄委員 こういうものを使っている立場から申しますと、電気柵に草が絡むともうだめなのです。ですので、定期的な巡回なり草刈りなりも必要です。いただいた資料というか現地でお作りになったEIAの報告書ですか、そちらのほうにはそういうプロポーザルまで確か入っていたと思いますので、今おっしゃった現地の方に賃金を払ってというのには恐らく含まれているだろうと期待はしていますけれども、また機会があったら、確認していただければと思います。よろしくお願いします。

○岩田 ありがとうございます。

○村山委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、これについては終了させていただきます。ありがとうございました。

では、もう一つの環境レビュー段階の報告ということで、こちらは先ほど助言を確定したフィリピンの南北通勤線の事業の環境レビューについてです。では、準備できましたらご報告をお願いいたします。

○若林 それでは、議題の6番目になります、フィリピン国南北通勤線事業有償資金協力の環境レビューについてご説明いたします。東南アジア第五課若林と申します。よろしくお願いします。

まずは、先ほど確定をいただきましたご助言に対する対応、結果というところでございます。時間も限られておりますので手短にまいりたいと思います。

助言1番、ROWの使用に関する取り決め、事業の実施体制、供用後の維持管理について結論、提言をファイナルレポートに記載ということでございますが。まずROWにつきましては、使用に関する取り決めについては実施機関であるDOTCからは、北ル

ソン鉄道公社、それからPNR、フィリピン国鉄に対しては従来からROWの利用方針を含む本事業の事業計画、進捗について説明を実施しているということで認識しておりまして、3機関の間で合意形成をされているというふうには理解しておりますが、この点について審査において確認をしたいと考えております。

実施体制につきましては非常に重要なポイントでございますけれども、インフラ事業としての承認手続に際して実施機関DOTCは手続を所管するNEDAに対しまして、ノースレールを開業までのPMO、事業管理事務所として活用することを正式に表明してございます。この実施体制が現時点での基本方針となっておりますということです。

供用後の維持管理につきましては、本事業の開業後の運行、それから維持管理については、フィリピン政府の基本政策としては民間セクターの活用による政府サービスの効率化を掲げているというところもございまして、フィリピン国鉄が発注機関となり民間に再委託する案が、実施機関のDOTCからNEDAに対しては表明されているという状況でございます。以上につきましてはファイナルレポートの中でもまとめてまいります。

2番の鉄道の敷設に伴う沿線の開発による農地の減少と土地利用の変化に関するご助言でございます。今後の沿線の適切な都市利用策について記載というところでございますが、沿線の各自治体において今後の開発を見込んだ適切な土地利用計画、地域開発計画などの策定が必要であるという旨をファイナルレポートには提言として記載いたします。

続きまして、環境配慮でございます。3番でございますが、湿地に対するオフセットの具体的な内容、今後の対応方針についてファイナルレポートへの記載をというご助言でございますが、車両基地を予定されておりますバレンズエラには湿地がございまして代償措置をとることを想定しておりますけれども、現時点での方針は以下の2点がございまして、一つは、車両基地予定地の近傍の湿地を選定して保全をするということ。またはフィリピン国政府の湿地保全プログラムを支援するという形でございます。実施機関のDOTCは実施にあたってSociety for the Conservation of Philippine Wetlandsの支援を受ける予定というふうに伺っておりまして、こうした内容を踏まえてファイナルレポートに記載をしたいと考えております。

4番目、最終設計における液状化対策の基本的な方針に関わる記載をというご助言でございますが、詳細設計の段階で実質調査の結果を踏まえて液状化の判定を詳細に行って、液状化が発生すると判定された箇所については構造種別ごとの必要な対策の検討を行う方針でございまして、この内容について提言としてファイナルレポートには記載する予定でございます。

5番目、供用後の沿線の環境管理計画について、自治体の利用計画や地域開発計画に適切に反映されるというところを定期的に確認する必要性をファイナルレポートに記載をということでございますので、この点についてはそのように記載いたします。

6番、洪水と水汚染、土壌汚染に関する供用後の対策に関するモニタリングの実施については、水汚染及び土壌汚染に対しましては供用後の対策に関するモニタリングについてEMPのほうに記載をいたします。水汚染については、車両基地の排水処理施設から放流される排水がフィリピン国の排水水質基準を満たしているかモニタリングを毎月実施すると。土壌汚染については、車両基地におきまして土壌汚染を防ぐために使用済の油、化学物質などの適切な管理及び処理、処分状況のモニタリングを毎週実施するという。それから洪水についても実施機関と協議いたしまして、ファイナルレポートEMPへの記載を検討いたしたいということでございます。

7番、駅舎の排水、し尿処理について供用後の適切な管理に関するモニタリングの実施を記載というご助言につきましては、そのようにファイナルレポートにその内容について記載をしたいというふうに考えております。

8番、駅舎内の分別ごみ箱の設置、それから廃棄物処理について自治体の方針に従った適正処理状況に関するモニタリングの実施を記載というご助言につきましては、現在EMPのほうに廃棄物を分離回収可能なごみ箱を配置すること、分別した廃棄物の定期的な収集、輸送、許認可取得済の廃棄物処理施設において処分することと記載をしてございます。各自治体の方針に従った適正処理の実施状況に関するモニタリングについては実施機関と協議の上ファイナルレポートに記載をしたいということでございます。

社会配慮でございますが、9番、住民移転計画の実施に関する外部モニタリングの主体、実施方法についてファイナルレポートへの記載をというご助言については、現時点では住民移転計画の実施に精通をし、実績のあるコンサルタントやNGO、大学などに委託をしてモニタリングを実施する方針でございます。

その実施内容は以下を予定しているというところで、一つ目は、各市におきまして移転の対象となったPAPsに対してRAPの規定どおりに補償がされたかなどの実施状況、現在の生計状況についての聞き取り調査を行います。二つ目は、実施機関PMOの内部モニタリングレポートのレビューと実施状況の結果の照合を行います。三つ目、住民協議会、フォーカスグループディスカッションを通じて移転地の住宅、生計回復支援などに対する意見、満足度の聞き取り調査を行います。四つ目、上記に基づいたRAPの実施状況、生計回復状況について客観的な評価、課題解決のための提言などを行うということを考えてございます。

以上、内容について実施機関に確認の上、追記をしたいということでございます。

10番目、Caloocan市におけるVendorの移転先の選定に関する具体的な方針について記載をというご助言でございますが、Vendorの移転先を選定する方針は現時点ではVendorのeligibilityについての再確認、それからCaloocan市あるいは国家住宅庁NHAなどと適切な補償、支援策についての協議、Vendorとの補償、支援内容についての協議を行うということで考えておりまして、これらの内容を踏まえて具体的な方針をファ

イナルレポートに記載をいたしたいと思います。

11番、苦情処理メカニズムの組織の中に住民代表を加えて住民の意見が反映される手続を検討しファイナルレポートに記載をというご助言でございますが、この苦情処理メカニズムについては受け付ける第1段階の窓口を各自治体のLocal Inter-Agency Committee (LIAC) に設けまして、そこに住民を代表する住民組織あるいはNGOが参加する計画でございます。こうした内容についてはファイナルレポートに記載いたします。

12番目、住民の移転地に関するニーズ調査結果の記載方法、それから調査結果の記載方法の記載の統一ということで、こちらのほうはご指摘に合わせて修正いたします。

13番、移転サイト、住民移転サイト、移転先という言い方で統一したいと思いますが、5カ所中3カ所は沿線から離れているということで、一方で住民移転地、移転先に関するニーズ調査結果によればほとんどの住民が同じバランガイ、あるいは周辺バランガイへの移転を希望しているということで、この調査結果と計画のギャップについてファイナルレポートに明記せよと。それから、元の居住地により近い土地の選定を検討するというご助言でございます。これについては、移転先の選定について元の居住地により近い移転地に移転できるよう実施機関DOTCはNHAと協議をしております。その結果を踏まえて各自治体で移転を余儀なくされる非正規居住者が同市内の移転地への移転ができるか市外への移転地への移転となるのかの見込みについて、ファイナルレポートに記載したいと考えております。また、移転地に関するニーズ調査結果と移転先候補地の計画のギャップがある場合にはその内容についても明記いたします。

14番目、5カ所の移転先における公共交通機関の整備状況。それから元の居住地域からの所要時間について記載をすること。それから公共交通機関が整備されていない移転地についてその整備を検討すること。移転先に移る住民の通勤、通学にかかるコスト負担の軽減措置を検討することという助言でございますが、ドラフトファイナルのWGで提示をした表がございます。こちらは5カ所の移転先における公共交通機関の整備状況、元の居住地域からの所要時間などについてあらわしたものでございますが、こちらの内容については改めて確認をいたしましてファイナルレポートに記載をいたします。また、公共交通機関が整備されていない移転先については実施機関と協議の上その整備の必要性について検討いたしたいと考えております。通勤、通学のコスト負担については、RAP案のモニタリング指標のところで通勤や通学などにかかるコストの増減をモニタリング項目に追加をして、負担が増加する場合は軽減措置の必要性について検討、対応する方策があると考えておりますので、これらを含めて実施機関と協議の上移転先に移る住民の通勤、通学にかかるコスト負担の軽減措置を検討したいと考えております。

15番、住民のニーズ調査によれば移転先における市場、学校、診療所のニーズが高いことが明らかになっていることから、5カ所の住民移転先における市場、学校、診療

所等の整備状況についてファイナルレポートに記載というご助言でございます。こちらについてはご指摘のとおり整理をして掲載をいたします。

ステークホルダー協議・情報公開でございますが、LIAC連絡会議において各LIACの進捗、課題、苦情処理等についての情報交換、共有化、統一化を図ることというご助言でございますが、こちらについては実施機関DOTCと協議の上、LIACの連絡会議におきまして各LIACの進捗、課題、苦情処理について情報交換、共有化、統一化を図ることを促すということでこちらの内容を明記をいたします。

17番、LIACの社会準備（Social Preparation）活動を通じて南北通勤線の事業の概要、事業補償、移転手続、移転地の概要、生計支援プログラムの概要など定期的にステークホルダー協議会を開催して広報がなされるとともに、ステークホルダーの意見が広く反映される機会となることをファイナルレポートに記載するというご助言でございます。こちらについては、現在のRAPにおきましてLIACの社会準備活動を通して本事業の概要、補償、移転手続、移転地の概要、生計支援プログラムの概要などを広報する旨記載をしてございます。また定期的にステークホルダー協議会を開催しましてステークホルダーの意見が広く反映される機会を提供することについても、実施機関と協議の上その促進を促すとともにファイナルレポートに記載をいたします。

その他、最後18番目でございますが、財務分析、経済分析に関しまして、その費用、便益に関わる考え方や項目について最新のデータに基づいた必要な見直しを行い、結果をファイナルレポートに明記することというご助言でございますが、ご指摘のとおり対応をいたし、ファイナルレポートに結果を記載したいと考えてございます。

以上のとおりご助言に対する対応として考えております。

続きまして、A3横でお配りしてございます当事業の環境レビュー方針につきましてご説明申し上げます。

上段1番、確認済事項でございます。繰返しもございますので、主要なポイントだけご説明いたします。事業の目的等案件概要ははしらせていただきまして、カテゴリ分類はAを想定してございます。

全般的事項のところ、許認可でございますが、本事業、環境天然資源省でEPRMPの承認申請がなされまして、去る2015年4月28日に環境許認可（ECC）が発効済みでございます。その内容についてはJICAウェブサイトにおいてEPRMP、RAPとともに公開済みでございます。

住民協議についてはこちらに記載のとおり開催がされてございまして、事業に対する特段の反対意見は確認されていないという整理でございます。

代替案についてはゼロオプションを含めたROWの代替案が検討されてございまして、最終的にPMR、それからノースレール事業のROWを選択する形になっています。デポにつきましても位置と構造が検討され、最適案を選定してございます。

環境管理、環境モニタリングの実施体制については記載のとおり、工事中について

はDOTCがコントラクターを通してサイトの管理、モニタリング等緩和策の実施等を行う。供用後につきましても同様でございますが、その実施体制は審査において確認とございます。

汚染対策については、こちらに記載のとおり工事中、それから供用後につきまして大気質、水質、廃棄物、騒音・振動に係る対応を行うということを想定してございます。

自然環境でございますが、保護区につきましては国立公園等の影響を受けやすい地域その他その周辺には該当しないエリアでございます。

生態系につきましては事業地は重要な自然生息地とは考えられておりませんけれども、一部IUCNのRed Listに載っているものが見つかる場合がございます。天然環境資源省の規則にのっとりまして、樹木については伐採1本につき100本の苗木を植える代償措置をとるという予定でございます。それから、デポ予定地は湿地が確認されてございまして、先ほどご説明したとおりの代替措置をとる予定でございます。

地形、地質については、土壌侵食等が考えられるところでございますので、緩和策を対応するという予定でございます。

社会環境につきまして、用地取得・住民移転については全PAHsは1,160世帯、全PAPsは2,045名ということでございますが、移転が必要となる全PAHsは300世帯、1,185人ということになってございます。このうち合法が100名、非合法が200名。PAPsで言いますと合法が378名、非合法が807名ということでございます。

生活・生計のところですが、エンタイトルマトリックスが作成されておりまして、それに基づく補償支援、生計回復策は提供される予定でございます。補償措置については再取得価格に基づく補償額の設定が想定されております。非合法世帯に対してはそれに加えて物理的な移転が必要な場合の移転地への移転あるいは手当を受け取った上での引越の提供などが想定されてございます。

用地取得・住民移転についてはDOTCが主導し、NHAが事業サイトについて地方自治体と協力して検討を実施する予定でございます。

文化遺産でございますが、本事業におきましては幾つかの駅におきまして歴史的建造物と認識されている建物がございましてこちらのほうの保全が推奨されるところでございまして、その保存状況等をモニタリングしていく予定でございます。

少数民族、先住民族については該当しないということでございます。

以上を踏まえまして、環境レビュー方針でございますが、まず全般的なところですが、助言の1番に対応しまして、ROWの使用に関する取り決め、事業の実施体制、供用後の維持管理体制を確認してまいります。

その他、環境チェックリスト、情報公開、EMP、それからモニタリング計画、環境管理、モニタリングの実施体制、環境モニタリングの結果の公開、それからECCの付帯条件について確認をしてまいります。

汚染対策ですが大きく三つございまして、一つは振動でございまして、工事中の振動シミュレーション結果が参照基準を超えているというところで、より詳細な緩和策、それから参照基準を順守できることを確認してくる予定でございます。

汚染土壌につきましては、DENRの分析結果に対する判断、それから今後の必要な作業を確認する予定でございます。

モニタリングにつきましては助言の6番に該当するところでは、洪水と水汚染、土壌汚染に関する供用後の対策に関するモニタリングの実施確認の検討。それから、助言7番に対応する駅舎内の排水やし尿処理に関する供用後の適切な管理に関するモニタリングの実施の計画の確認。それから、8番に対応する駅舎内の分別ごみの設置、廃棄物処理に係る自治体の方針に従った適正処理の状況のモニタリングが実施される計画であることの確認、以上を予定してございます。

自然環境につきましては、生態系については先ほどご説明申し上げた湿地に対するオフセットの具体的内容、今後の方針について改めて確認をいたします。

その他最終設計における液状化対策の基本的な方針を確認する予定で、4番の助言に対応する予定でございます。

社会環境でございますが、まず1番、ベンダーとテナントへの補償、支援につきましては、助言の10番に対応するベンダーに係る分、それからテナントへの補償、支援がJICAガイドラインに準拠しているかを確認いたします。

物理的移転、生計回復策の提供につきましては、移転先の受入れ計画、それから物理的移転の実施、生計回復策の提供に関するDOTCと関係機関、NHA、それから地方自治体の役割を改めて確認をいたします。これらをMOA案として作成するようにDOTCに働きかける予定でございます。助言の13番に対応する形で、移転地については被影響者の元の居住地により近い土地の検討をDOTCに働きかける予定でございます。それから、14番に対応しまして、公共交通機関が整備されていない移転地についてはその整備の検討、移転地に移る住民の通勤、通学にかかるコスト負担の軽減措置を働きかける予定でございます。

用地取得・住民移転、モニタリングの実施体制につきましては、こちら先ほど申し上げたとおりDOTCが主導し、NHA、それから自治体と協力して実施することとなっておりますけれども、各組織の具体的な役割分担、指揮系統などが不明確でございますので、DOTCとして全体が適切に管理できるメカニズムを確立する予定でございます。

用地取得・住民移転のモニタリング、その結果の公開につきましては、モニタリング計画、それから内部モニタリングフォームを確認し、DOTCと合意をする予定でございます。結果の公開についてはDOTCへの働きかけ、可能な限りの公開について合意をしていく予定でございます。それから、助言の9番に該当するところで、外部モニタリングの主体、実施方法を確認してまいり予定でございます。

苦情処理メカニズムについては、助言の11番に対応する形で、苦情処理メカニズムの組織に住民代表がしっかり入って住民の意見が反映される手続であることとなっていることを確認する予定でございます。

ステークホルダー協議については、引き続き補償移転先などについて被影響者との十分な協議が重ねられ、詳細設計の中でもRAPの改訂、その実施が行われるよう実施機関に働きかけを行ってまいります。それから、16番の助言に対応しまして、LIAC連絡会議において進捗、課題、苦情処理等の情報交換、共有化、統一化などが図られるよう確認をしてまいります。それから、助言17番に対応しまして、LIACの社会準備活動を通じて本事業の概要、補償内容、手続、移転先の概要、生計支援プログラムの概要などが定期的にステークホルダー協議会を開催して広報がなされるよう、広く周知される機会となるように確認をしてまいります。

それから、デポの用地につきましては、ノースレース事業とNational Food Authorityの間でデポ用地のリース契約が結ばれているという状況を確認しておりまして、本事業においてDOTCがどのように使えるようにする予定か明確な方針、必要な手続を確認してまいります。

最後に、ノースレース事業の被影響者に対する追加支援につきましては、その内容を確認しましてRAPに含めるとともに、実施についてDOTCと合意する予定というふうに考えてございます。

長くなりましたが、以上、環境レビュー方針でございます。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど確定した助言に対する対応含めて何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。田辺委員。

○田辺委員 助言対応表の13番の点なのですが、これはWGでも議論させていただいたのですが、 balanガイ単位でのニーズの把握と、それから市内、市外の把握というのは大きく地理的単位が異なっていて、私の助言の中では balanガイ単位でギャップをきっちり把握するという助言にJICAさんも同意されたとは私は理解しているのですが、対応が市内、市外の対応というふうになってしまっていることについてはどうなのでしょう。

○若林 田辺委員からのご指摘ありがとうございます。そうですね、こちら対応結果の欄の書き方については質問に対応しないという形になってございますが、そこは正確には balanガイごとの単位でギャップを把握し、記載をするということでご理解いただければ結構でございますので、修正させていただきたいと思っております。

○村山委員長 そのほかいかがでしょうか。塩田委員。

○塩田委員 二つ確認で教えてほしいのがあるのですが。確認事項済みの汚染対策ですが、(4)に騒音・振動、工事中というのがあって、この低振動・騒音型建設機械というのはフィリピンにあるのですか。これは、日本から輸出したものを使うのですか。

○若林 ご指摘ありがとうございます。フィリピンにて低振動・騒音型建設機械が調達できるかどうかについては正確なところを確認させていただいて回答させていただければと思います。基本的にはフィリピンで調達することを念頭に置いておりますけれども、念のために確認させていただければ幸いです。

○塩田委員 フィリピンに建設機械メーカーありますか、聞いたことないのですが。

○若林 建設機械メーカー等はございますし、これまでも円借款の事業の中で同様の対応をとってきているというふうには理解しておりますので、現地で対応できるものとは理解しておりますけれども、念のため確認させていただければと思います。

○塩田委員 それともう一つ、汚染対策の振動のところに参照基準と書いてありますが、これは法的な強制力のある基準なのですか。

○加治 審査部の加治です。

参照基準と書いている理由は、フィリピン国内に鉄道の騒音・振動の基準がありません。ですので、これはフィリピンの基準ではないということで、ただEIAの中では日本で一般的に参照している日本の基準もしくは日本が推奨している基準というものを参照して、EIAの中ではそれを一応基準値としてそれを満たすように対応をしていくという意味合いで参照基準と書いております。

○塩田委員 それでしたら、日本で利用している規制基準を書いたほうが良いのではないのでしょうか。これだと何かあるみたいです。これは、英語で何と言ってるのですか、参照基準のことは。

○村山委員長 referenceでしょうか。

○加治 一応確認しますけれども、一般的にはreferenceというような言葉を使っておりますので。

○塩田委員 初めて聞いたものですから、ちょっと違和感がありました。

○村山委員長 ほかに。谷本委員。

○谷本委員 簡単に、実施体制、それから維持管理体制、1番のところですね、これはPNRが土地を今回出てきてます。WGのときにそういう議論はなかったと思うのですが。審査のときによくDOTC、NEDOなんかと詰めてきてください。PNRいろいろ言われている機関ですので。別に私はポジティブな印象を持っているのですけれどもね。よろしくお願いします。以上です。

○日比委員 湿地のオフセットのところで少し質問させてください。先ほどの助言確定の段で原嶋委員からのご質問があって、こちらで詳細をご説明いただくということだったのですけれども。オフセットあるいは代償措置自体を否定するわけではないのですけれども、これまでのJICAさんの事業でどれだけオフセットという言葉を使って環境配慮をしたかどうかちょっとわからないのですけれども、このオフセットをしたからやっていいというふうには受け取られないように注意することが非常に重要なポイントになるかと思うのです。そのためには回避、最小化、再生をして、それでも

出てしまう影響というものはオフセットするというのが、オフセットの原則的な考え方になるかと思うのですけれども。そういう考え方に沿ったオフセットなのかどうかというのが一つと、それに沿っているという仮定のもと、ではその実際オフセットする際に環境影響を量的あるいは質的な相殺をするというのがオフセットの目的になってくると思うのですけれども、その辺の量的、質的な評価を、どう評価してオフセットとするのかというところをわかる範囲で教えていただければと思います。

○加治 ありがとうございます。日比委員のご指摘のとおりかと思います。ただ、まず回避という点で言うと、ここはデポ予定地であり、まず代替案という点でこの植生だけではないですけれども、全体的に見た上で結論がこの場所になったという点の一つあります。

あと一つ、ここで特に明記はしてないのですけれども、基本的にここはマニラ市から二、三十分行ったところということで、特に重要な自然生息地でもなく、現状本当に野原というか、雨季になれば湿地があらわれたり消えたりするようなところで、前提はその重要な生息地ではないというところですが、ただ、ある意味DOTCが自主的に追加で何かをやるというようなニュアンスで、これはその中でオフセットに取り組むということですので、ちょっとある意味上乘せというか自助努力でやっているという点があるので、その点で言うとオフセットで量的とか質的というところまで厳密に確認はしていない状況となっております。

○日比委員 わかりました。ありがとうございました。

○村山委員長 では、ほかいかがでしょうか。大体よろしいですか。

では、これで報告をいただいたということで、通常はこれでワーキングを開かない形になりますが、そういう方向でよろしいでしょうか。

はい、ではその形で進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

では、6番まで終わって、あと7番ということで報告が一つあります。

○渡辺 最後は報告事項ですので、手短にご説明申し上げます。

ガイドラインの運用面の見直しにつきましては、昨年度、委員の皆様のご協力ご尽力いただいて作業いただきました。中長期的に対策をとらなければいけない提言というのもいただきましたけれども、短期的に解決できる事項として大きく二つ、一つは議論の内容をFAQのほうに反映させるというのが1点。もう1点は内部的な文章に反映させるというのがもう1点ということで、この短期的なフォローアップを今回基本的に終えましたので、その報告ということになっております。

お手元には助言委員会の共有事項と呼ばれる文書と、あと表を1枚つけておりますけれども、最初にその共有事項の改訂という点をご説明申し上げます。今回赤字の4と5、2点が共有事項に加わっております。この内容自体は既に議論しているものですので、おさらいということになります。4のほうが助言委員からの助言委員会の議題提案とい

うこと。5のほうのカテゴリB案件の助言委員会における取り扱いについてという点になっております。

1点目の4のほうですけれども、こちらにつきましては助言委員から議題提案がなされる場合ということで、助言委員は会合2週間前を目安としてJICAへ連絡するという手続をお手元にお配りしております共有事項に反映させております。これ自体は第51回の助言委員会全体会合でご説明済みであります。

2点目のカテゴリB案件の取り扱いについて、これは運用見直しのほうのWGで議論いたしましたけれども、この点につきましては、助言委員が助言委員会で取り上げるべきカテゴリB案件がある場合にはJICAに連絡するというので、見直しWGの第10回で協議させていただいた内容となっております。

具体的な表が入っておりませんが、ワークフローとしましては、まず公開中のカテゴリB案件情報に基づいて助言委員が助言が必要と考える場合は、JICAに連絡して、JICAは正副委員長と確認、相談の上、採否を検討する。その後の手続につきましては既にご議論させていただいており、全体会合等での説明につき採択、議論することになった場合は全体会合等で説明するというワークフローになっております。内容についてはこれは既に議論をして固めた内容となっております。

最後に表をお配りしております、ではそのカテゴリB案件というのはどのぐらいいなのだという昨年度の数字をお配りしております。こちらご覧いただきますと、全体で去年度589件のカテゴリ分類というものを行っております。これをスキーム別、カテゴリ別にあらわしたのがこちらの表ですけれども、技術協力が大勢を占めておりまして450件、あとは65、74というふうになっておりまして、そのうちBは技術協力87件、19%、無償資金協力23件、35%、有償資金協力32件、43%ということで、全体142件、これが全体の24%程度を占めておりますという状況になっております。

なお、現段階で採択された案件、いわゆる要望調査という手続を経て要望が出てきてカテゴリをつけた案件というレベルのものも含まれておりますのでこれだけの件数になっておりますし、またそのような案件の進捗が違うものも含まれておりますので、必ずしもすべての案件が現時点でホームページに公開されているわけではないという点はご了解いただきたいと思います。

最後にご参考までにということで、ではそのトレンドはどうなのだというのがこの棒グラフですけれども、2013年度、2014年度、カテゴリ分類件数は約80件ぐらい減っておりますけれども、トレンドとしてのB、Aあるいはほかのカテゴリというのは大体変わらないということで、23%、24%前後がB案件の数と、大層をC案件が占めているということになっております。

最後にスライドですけれども、先ほど申しました短期的な対応策ということで、1点目はその内部の話、もう1点がFAQ等のホームページへの公開ということで、こちら既にJICAのホームページのほうにJICA事務局の責任の下で議論した内容を既にFAQに反

映させて公開をしております。あわせて運用面の見直し結果であるとか、全体会合、WGでの見直しの協議資料とか議事録はすべてアップしております。こちらが実際に我々のウェブに入るとこういう画面で各見直し結果報告ということでパワーポイント、これは3月の会合でご説明したパワーポイントを掲載しております。

以上、簡単になりますけれども、ご報告になります。

○村山委員長 ありがとうございます。

今のような形で進めていただけるということですが、何かお気づきの点があればお願いします。

○作本副委員長 もうお疲れのところ申しわけありません。8ページなのですけれども、不開示情報とする場合の判断基準なのですけれども、日本で希少な生態系、これの居場所というか生息地、これを公表しないほうがいいのではないかとそういう議論がありましたよね。それについてこの助言のWG等で独自に判断できるという条項があるので、それでも足りるかと思うのですけれども、特に我々の情報の中で希少な生態系の生息地、場所を扱う場合には特にうたう必要はないかどうかだけちょっと確認しておきたかったのですが。

○渡辺 作本委員のご質問につきましては、今回の直接的な議論の対象ではないという理解ですけれども、ご理解いただいているとおり、一義的には競争関係、いわゆる企業の競争に関係するようなところは開示しないということで想定しておりますけれども、別の理由で不開示の必要性があるということがあった場合にはWG等において不開示ということ、非公開ということを決めていただければその手続はとれるという理解であります。

○作本副委員長 わかりました。

○村山委員長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

では、これでご報告いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

それではあと今後のスケジュールですが、6月1日ということですね。

○渡辺 はい。6月1日の2時半から、場所は113会議室ということでこの会場と同じ場所になりますので、皆様お忙しいとは思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。

○村山委員長 よろしく願いいたします。

では、これで今日の会合を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後6時25分閉会